

令和6年五條市議会第3回9月定例会（第2号）

日 時 令和6年9月9日（月） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	秋 本 直 嗣	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことについて (1) 対応について (2) 被害予想について (3) 周知について (4) 公式LINEについて (5) ペットの同伴避難について 2 吉野川の今後の活用について (1) 吉野川祭りについて (2) 通信障害に対する今後の対策について (3) 交通の問題について (4) 今後のイベント開催について 3 五條市における外国人就労者の状況について (1) 現状の把握について (2) 自治会への参加について (3) 市民と外国人就労者、双方への対応について	市長・部長 市長・部長 市長・部長
2	窪 佳 秀	1 防災対策について (1) 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応について ア 南海トラフ地震の被害想定について イ 臨時情報発表時の対応について (ア) 対応の優先順位について (イ) 市民への周知について ウ 今後の取組について (ア) ガイドライン作成、配布について (イ) 避難所の開設について (2) 巨大地震警戒発表に伴う対応について ア 訓練計画について (3) 避難時の災害弱者支援対策について ア 避難行動要支援者支援計画、個別の避難計画の進捗状況について イ 今後の取組について	市長・部長
3	吉 田 雅 範	1 半島振興法について (1) 本市の活用について	市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	吉 田 雅 範	2 地方公務員の地域手当について (1) 地域手当の目的について 3 生活教育の指導について (1) 家庭での教育と学校での教育について	市長・部長 教育長・部長
4	山 口 耕 司	1 「マイナ保険証」の普及と利用促進等について (1) マイナンバーカードの普及率について (2) 「マイナ保険証」の利用促進に向けた取組について (3) マイナンバーカードをいまだ保有していない方への対応について（施設等に対するマイナンバーカードの取得支援の取組状況） 2 聴覚補助器等の積極的な活用への支援について (1) 高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備について (2) 聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設について 3 JR五条駅周辺のまちづくりについて (1) 南北道路について (2) 跨線橋（歩道）について (3) 土地開発公社の所有地について 4 若者の移住定住について (1) 奨学金返済支援助成制度について (2) 地方就職学生支援事業について	市長・部長 部長 市長・部長 市長・部長
5	仲 山 嘉	1 要望書について (1) 各自治会からの要望書の行方について (2) 要望書の採用される順について (3) 要望書の留まっている数の現状について (4) 要望書の数の把握について (5) 台風10号が直撃していれば危険な道もあったが、そのような箇所の工事の順番について 2 市営住宅の管理について (1) 現状の世帯数について (2) 現状の把握について (3) 亡くなられた方の対応について 3 小児の休日・夜間診療に係る電話相談について (1) 五條市独自での電話相談について	市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	仲 山 嘉	(2) 小児の緊急ダイヤルがつながりにくい場合の対応について 4 防災について (1) 昨今、国としても南海トラフに対して注意喚起しているが、五條市の対応について	市長・部長
6	大 谷 龍 雄	1 健康保険証存続とマイナ保険証一本化の問題解決を目指した政府への要請について (1) 健康保険証の停止期限までに発行された各保険証の活用期限について (2) 活用期限後の自治体の責任について (3) マイナ保険証に一本化するうえでの自治体の困難とトラブルについて (4) 健康保険証の存続を政府へ要請することについて 2 本人の承認なしに自衛隊への若者の個人情報の提供を中止し、憲法9条に基づく自衛隊の活動を求める政府への要請について (1) 憲法13条と個人情報保護法及び住民基本台帳法は個人情報の外部提供を原則禁止していることについて (2) 自衛隊法97条と同施行令120条には個人情報の提出を義務付ける規定はないことについて (3) 憲法9条に基づく自衛隊活動の政府への要請について 3 災害復旧工事における国、県、五條市の責任ある対応について (1) 昨年6月豪雨の復旧工事の問題を繰り返すことのないように	市長・部長 市長・部長 市長・部長
7	藤 富 美 恵 子	1 吉野川祭りについて 2 带状疱疹ワクチン接種費用の助成について 3 西吉野農業高等学校の寮の給食について 4 まちなか図書館とストリートピアノについて 5 「大規模太陽光発電設備建設計画反対のための署名運動に係る協力をお願い」について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
8	谷 勝 啓	1 建設工事発注の平準化について (1) 今年度の工事発注の状況について (2) 発注見通しについて (3) 一年を通しての発注について 2 自治会が解散した里道に、倒れかけた非常に危ない防犯灯が立っていることについて	市長・部長 部長

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長

福平

塚岡

勝清

彦司

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉	谷	中	秋	仲
谷	富	田	口	塚	本		田		山	本	山
龍	美	雅	耕			佳		勝	俊	直	
	恵										
雄	子	範	司	実	孝	秀	正	啓	樹	嗣	嘉

事務局職員出席者

事務局係員	事務局次長	事務局長	事務局長	事務局次長・財政課長事務取扱	水道局長	会計管理者	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	総務部長	市長公室長	技監	理事	教育長
番	神	辰	久	戸	柴	榮	泉	岡	名	上	池	谷	馬	平	櫻	西	原	石	井
				野	田	林	井	迫	井	嶋	口	場	己	本	本	田	田	上	
悠	典	大	雅		裕	淳	伸	民	雅		久	由	富	茂	久	豊	茂	惠	
輝	子	輔	彦	哲	彦	子	之	長	浩	朗	晶	美	子	長	樹	雄	彰	人	充

午前十時開会

○議長（福塚 実） ただいまから、去る二日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。
配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） これより日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は明瞭的確にお願いいたします。

議員各位には、申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御御解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力、お願い申し上げます。

本日、山口耕司議員及び谷 勝啓議員から一般質問に対して資料配付の申入れがあります。これを許可しております。

初めに、二番、秋本直嗣議員の質問を許します。（「二番」の声あり）二番、秋本直嗣議員。

〔二番 秋本直嗣質問席へ〕

○二番（秋本直嗣） 皆様おはようございます。議長の許可をいただきましたので、二番、秋本直嗣、通告どおり一般質問を行わせていただきます。

まず、私の質問ですが、大きく分けて三つございます。

まず、一つ目なんですが、先月の八月八日に、皆さんも記憶にまだ新しいと思うんですが、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」ということが発表されたことについて幾つか御質問させていただきます。

まず、一つ目、五條市に、五條市というか、南海トラフ地震臨時情報というのが発令されたことによって、市として、テレビやいろんなところでSNSとかで報道されていたと思うんですが、市としての対応はどのようなものだったのかというのをまずお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 二番、秋本議員の御質問にお答えを申し上げます。

八月八日、午後四時四十三分に発生した日向灘の地震に伴い、同日午後七時十五分、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。これを受け、翌日八月九日、午後一時に災害対策本部員による対応会議を開催、地域防災計画の被害想定を前提として、これまでの情報や吉野川祭りの開催など市の状況を踏まえ今後の対応策を協議いたしました。

会議では、一、八月九日から八月十五日までの一週間、災害警戒態勢を維持すること、二、災害警戒体制二号相当として対応、各部署で長を含めた二名が速やかに参集できるように待機すること、三、指定避難所の鍵等の保管場所の確認を行うこと、四、防災行政無線、FM五條等での市民への周知を行うこと、五、発災時における吉野川祭りの対応要領作成及び調整を行うこと、六、危機管理課での地震情報の収集及び伝達の徹底、七、職員の連絡体制の再確認を行うこと、この七項目を決定いたしました。

また、八月十三日、午前九時から第二回目の対応会議を開催し、決定事項の再確認を行うとともに吉野川祭りの対応要領について協議をしました。

なお、協議事項については、警察署、消防署、消防団と情報共有し、また発災時の協力依頼もお願いいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） 迅速に様々な面で多方面においてすぐしつかりと対応していただいて本当にありがとうございます。あの日、発令された日というのは、次の日から結構この五條市内のスーパーであったり、コンビニエンスストアであったりで、お水だったりとか、トイレトペーパーであったりとか、そういうものが結構売り切れて品薄になったという話もちよっと耳にはしていますので、こういう情報をしつかり流していただけることで、市民の皆様のこれからのその防災についての意識というものがしつかりと培われていくというか、しつかりと再確認されたのではないかなと思います。

続きまして、また南海トラフの話にはなるんですが、いろいろそれこそテレビとかで見えていますと、本当はあまりいい話ではないんですが、被害想定というものがたくさん出ておりまして、しかも三十年、数字は暫定的なものではあるんですが、三十年以内に大体七〇パーセントから八〇パーセントの確率で南海トラフというのは起こるであろうというふうに言われております。その中で、五條市、海には面してはいませんが、五條市自体が想定している被害想定というのはいかなものなのかというのを伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 五條市防災計画では、平成十六年の数値ではありますが、南海トラフ地震の最大震度は六弱を想定しております。想定される被害については、建物は全壊と半壊を合わせて八棟、火災は焼失棟数零棟、人的被害は死者零人、負傷者一人、水道被害は千百八十六世帯、下水道被害は零キロメートル、電力被害は五十世帯、都市ガス被害は十四戸、電話通信被害は零世帯となっております。

しかしながら、本年八月に奈良県が示している南海トラフ地震に係る県全体の被害想定は、人的被害は死者約千七百名、負傷者約一万五千名、建物被害は倒壊家屋四万七千棟、被害者数は二十九万人と被害想定が大きくなっていることから類推すると、五條市においても被害想定が大きくなる可能性があります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） 平成十六年の数値であるということと、八月に発表されて、奈良県が示している数字というところではあるんですが、それでもやっぱりちよつと信じたい数字ではありますよね。この試算で出されているということなんですけれども、やはり前もって備えるということが一番大事かなとは思いますので、こういった市民に対して、被害想定とか、そういうこと以外にも南海トラフに関しましてどのような行動、起こった際にどのような行動をとればいいのか等のマニュアルなどはございますでしょうか。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意についてのマニュアルとしては、五條市地域防災計画の中に南海トラフ地震臨時情報の発表に対する警戒等措置が記載されております。

また、市民向けの警戒、注意する措置の例としては、報道等でもありましたが、日頃からの地震の備えの再確認として、家具の固定や避難場所、避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認を行い、後発地震に備えつつ、通常の社会活動をできるだけ維持することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実）二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）ありがとうございます。確かにおっしゃられるとおり、異常に怖がる必要とありますが、日々恐れて過ごすというわけではなくして、起こったときに通常の社会活動ができるだけ維持しながらしっかりと備えをするということで、素晴らしいことだと思います。ただ、今ちよつといろいろ御質問させていただいて答弁もいただいたんですが、その中で、今、言ってくださったことをほかの市民さんにしっかりと周知するという方法については何があるのか、お伺いいたします。

○議長（福塚 実）平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長）防災行政無線、ホームページ、公式LINE、FM五條により周知を行いました。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実）二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）今おっしゃられた防災行政無線、ホームページ、公式LINE、FM五條ということなんですが、公式LINEというところで、私、ちよつと以前にそういう災害のほかの自治体だったりというところの情報をちよつと見たんですが、五條市の公式LINEに防災情報に特化した、何と言えはいんですかね、LINEのアプリの中に防災情報に本当に特化したアプリ、中に入れ込むことをちよつとやっていただけないかなというところがありまして、そのやっぱりLINEというのが、今、若者からずっと幅広く皆様の中でもうなくてはならないというか、しっかりと根づいているものだと思うので、確認するといったときに、やっぱりLINEで見るというのも非常に有効なのではないかなと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（福塚 実）平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長）情報発信の方法として、できるだけ有効な体制を構築したいと考えておりますので、議員お述べの公式LINEの用に際しては、より分かりやすい防災情報の発信について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実）二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）ありがとうございます。ぜひとも前向きに検討していただければと思います。
ちなみになんですけども、私調べでございますが、既存のこの公式LINEというものが存在している場合、その防災に特化したLIN

Eの中身、情報というのは一応、無料でできるというお話を聞いておりますので、そこはちょっとまだ調べないと分からないところではあるんですが、今、聞いている情報によると、一応、無料でできるということですので、ぜひとも検討をよろしくお願い申し上げます。

では、続いての質問にまいります。

前回というか、以前、私が一般質問で質問させていただいた内容なんですが、避難所の対応に関して、以前、ペットの避難についての御質問をさせていただいたのですが、その現時点での経過についてちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 昨年度において近隣市の実施状況について確認を行いました。また、ペット避難の受入れ環境が整った避難所及び市内の遊休施設を回り、検証を行い、保健所や獣医等の専門家にも意見を伺いました。避難所マニュアルでは、基本的な取扱いとして、同行避難は可能とし、同伴避難は不可としており、他の自治体でも同様です。

課題としては、同行避難のルール設定、アレルギー等の配慮、騒音・衛生環境の悪化などの多くの懸念があります。

今後、同伴避難については、このような懸念から非常に難しいと考えておりますが、試行的に一か所の避難所を同行可能な避難所に選定し、近隣住民や自治会と調整を行い、理解を得たうえで運用してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） いろいろと専門家の方にも意見を伺ってくださっているということでありがとうございます。ただ、ちょっと今一つ思ったのですが、同行避難と同伴避難というのは、僕の認識ですと、同行はそこまで一緒には行けるけれども場所が違う、同伴というのはもうずっと一緒にいるという認識でよろしいですかね。ありがとうございます。

そうしたら、今も前を向いて進んでくださっているということで引き続きお願いしたいところであります。

僕としては、できたら、今おっしゃっていただいているような一か所の避難所を同行可能な避難所に選定していただくということで、それがどんどん広がっていったって、全ての避難所の近くにそういった施設を造って、皆様が同行可能な全てを網羅するところを造っていただければ、長い道のりにはなると思うんですが、ということを目標にやって、これからもやっていただければと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、吉野川の今後の活用についてという題で質問させていただきます。

皆様も御存じのとおり、今年の八月十五日に開催されました第五十回吉野川の花火大会の開催状況についてお伺いしたいんですが、こちら

が何と六年ぶりということ、私もちょっと現地にはいたんですが、非常に盛況だったということをお聞きしているんですが、まず、何人ぐらいい来たのかとか、来はった皆さんの感想だったりとかがあればお答え願いたいと思います。お願いします。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 八月十五日に第五十回吉野川祭り納涼花火大会が開催されました。新型コロナウイルスや台風により五年、中止が続き、六年ぶりの開催となり、前回、平成三十年実施時の約七万五千人とほぼ同様の約七万人の方に御覧いただきました。今年は吉野川の会場内のベンチの改修や観覧スペースを広げたこともあり、多くの方に会場に来ていただき、間近で花火を体験していただき、「とてもよかった」とのお声をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） ありがとうございます。確かにたくさんの方がいらっしゃって本当に大盛況だったという印象が 있습니다。ただ、そのたくさん人が来られてということで、どうしても問題であったり課題というものも出てくるのも仕方ないことでして、ちょっとこれは私自身も経験しましたし、皆様からちょっとお声があったことについて、もう一つ、質問させていただくんですが、あの当日、僕も大川橋の下のところに行ったんですが、やっぱり携帯、スマートフォンですが、電話がつかない、LINEが送れないという状況がありまして、実際、その確認は取ってはいないのですが、そういう通信障害とかということは実際あったのか。また、あったのであれば、今後の対策についてというところでちょっと伺いしたいと思います。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 通信会社からの通信障害の報告は受けておりませんが、たくさんの方に御来場いただいたことで、携帯電話がつかりにくい、LINEがつかないということもございました。それが原因でお連れの方に連絡がつかず、本部で迷子の案内放送をするということもございました。今後の対策として、通信会社と協議し、通信環境が改善されるよう要望してまいります。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） やはり県外からいらっしゃる方も非常に多くいらっしゃって、大人、子供から本当にたくさん老若男女、皆様が楽しめる花火大会であったと思いますので、子供であったり、もちろん大人でも五條市というところに土地勘の明るくない人もたくさんいらっしゃると

思いますので、ちょっと放送とかで案内放送をしていただけたというのは非常にありがたいんですが、今後ちょっと通信環境が、人ががつつ集まったときに改善されるように今後もよろしく願っています。

続きまして、またちよつとこれも嫌な話、課題の話にはなってくるんですが、先ほども申しましたように、他府県からもたくさん車でいらつしやっている方が非常に多く見られました。僕も現地でちよつとすごい吉野川の大川橋のところから自宅の北宇智があるところまで一時間半ほどかかって帰ったんですが、それ以外にも、僕が見た限りではあるんですけれども、路上駐車であつたりというのがすごい多いように思われたんですが、実際、その路上駐車とか、交通事故とか、そういう報告というものはあつたのか。また駐車場も用意されていたと思うんですけれども、どのような利用状況だったのかというのをちよつとお伺いしたいと思います。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 今回、祭りに関する交通事故の報告は受けておりません。しかし、月極駐車場に無断で駐車しているという連絡が二件ございました。また、例年、路上駐車が多くある場所にはカラーコーンを設置し、駐車できないように対策を講じました。

駐車場につきましても、スムーズに駐車していただくようにホームページや看板で案内し、また、初の試みとして、駐車場の空き状況をSNSで発信するとともに五條インターから各駐車場への写真入りの経路をホームページに掲載いたしました。ただ、全ての駐車場が満車になったので、今後、より多くの駐車台数を確保できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） はい、ありがとうございます。やはり今後もある花火以外にでも何かを開催する、開くとなったときに、交通状況の改善というのは本当に必須の課題であると思いますので、今回の六年ぶりの吉野川祭りは本当に大盛況だったということもありまして、今後、それを糧にというか、余計に前回来たときより今回のほうがよかったということをどんどん積み重ねていって、よりよく気持ちよく皆様に使っていただけるように、御来場していただけるように今後ともいろいろとよろしくお願い申し上げます。

続きまして、吉野川の今後の活用についてというところで御質問させていただきます。

まず、今後のイベントの開催についてなんですが、いろいろと僕もちよつと聞かせていただいたんですが、今、話をしているのは吉野川祭りのお話なんですが、現在の吉野川というのが、河川敷が、もちろん市長を初めとする皆様、五條市の建設業協会の方々の皆さんの御協力もあって、すごく草も刈られて非常に綺麗になっております。

そこで、やはり吉野川祭りもすごく盛況であったということで、例えばですけれども、ほかのイベントを何か開催したらどうかというふう
に私、思っております。本当に例えばの話であるんですが、その土地のあれを生かすというところで、非常に五條市、豊かな自然がありま
して、そこに綺麗な河川敷があるということで、ちよつと夏場でも少し涼しいとか、そういうちよつと利点を生かして、本当に例えばですが、
野外の音楽フェスティバルなど、そういうのを行いたいなというふうな民間の企業さんとかがもし声をあげはった場合というのは、できるの
かできないのか、やるにしたらどういう手続が必要なのかというのを教えていただきたいです。お願いします。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 民間が行ったイベントといたしましては、過去に五條吉野川シクロクロス等がございます。現在、大川橋周辺の
河川敷については、水辺の楽校として国土交通省より河川包括占用により使用しているところです。

民間が行う事業につきましては、市に申請等を出していただき、内容を確認のうえ、市から国土交通省に必要な申請等の手続が必要となり
ます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） はい、分かりました。ということは、しっかりと人員を含め条件さえ整えば実現することは可能であるということですかね。
分かりました。ありがとうございます。

そういうこともございまして、一応、不可能ではないというふうな答弁をいただきましたので、今後、いろいろ本当に吉野川というのは五
條市のシンボルであると思っておりますので、いろいろな角度から、吉野川というか、五條市吉野川というのをPRしていただけたらなとい
うふうに思っております。

では、続きましてというか、最後の質問になるんですが、ちよつとまたがらつと変わりました、五條市における外国人の就労状況について
という項目で質問させていただきます。

まず、最近、日本では、少子高齢化、人手不足ということで多くの企業さんが従業員の確保に非常に苦戦しているところでございます。そ
の対策の一つとして外国人の就労者の受入れというのが本当に全国的に盛んに行われているところではあるんですが、五條市においても、私、
北宇智地区に住んでおりますが、本当に外国人の方々、コンビニであったり、その辺を自転車で通勤してはったりというのを本当によく見か
けます。アジア諸国の方が多くいんですけれども、そういった状況の中で、五條市全て把握しているかというところすごい難しい話にはなってくる

んですが、現在、五條市における外国人の就労状況について、分かる限りで結構ですので、お答え願えたらと思います。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 現在、五條市では、市内全ての企業等における外国人の就労者の総数は把握してございません。ただし、テクノパーク・なら工業団地運営協議会に所属している全二十九社にしましては、九十八名の外国人の方が就労されていると聞いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） はい、ありがとうございます。全て把握するのはやはり難しいということですが、その今、テクノパークさんの話だけで言うと、二十九社で九十八名の方が就労されているという数字はあるわけなんです。普通に目測ですが、考えて、今、五條市内に住民票を置かれている外国人の方というのは、明らかに九十八人より多いのではないかなというふうに思うんですが、その辺ちよつといかがでしょうか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 市内に住民票を有する外国人の方々全てが就労のために来日しているかは不明でございます。外国人就労者の数と同じになるとは分かりかねます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） はい、ありがとうございます。確かにそれはもうそのとおりだと思うんですが、これからちよつと何かの機会といいますが、何かいろいろ企業さんのほうからとかという情報がまた入り次第、またお聞きさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、その外国人の就労者、就労していただけないというふうな形なんですけれども、自治会への参加についてというところでお伺いしたいんですが、要は、出身国というのはもちろん様々ありまして、それぞれ本当に文化であつたりとか、スタイルが全然、日本人と違うかつたり、よくも悪くも違うかつたりするところが本当にたくさんあると思うんです。それはお互い、海外から来てくださっている方、そして五條市の市民さんというところで、お互いにギャップがあるといえますか、ちよつとこれはどうなんやろうと戸惑う、その行動に戸惑うというところが非常に多くあると思います。実際、私もそれは感じているところであります。悪気はないですけどね。ただ、そこで、外国人の就労者の方々が少しでも日本にいらつしやっているの、日本での生活に本当になじんでいただくためには、一番手っ取り早いのが住んでいる地域の方々としつかり交流をとって、コミュニケーションをとってというのが一番有効ではないのかなというふうには私は思っているんですが、

ちよつと長くなりましたけれども、質問のあれとしては、外国人の方が自治会に加入するということはまず可能なんでしょうか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 外国人の方の自治会加入については可能でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） はい、可能ということで、可能は可能です、そこからちよつとどうしていいのかというところではあるんですけど、一応、加入することは全然、問題ないということですよ、分かりました。そうしたら、今後、ちよつと僕もいろいろお聞きする市民さんから聞かれたことに対しても加入することはできるよというふうに話をまたさせていただきたいと思います。

それと、これがもう最後になるんですけども、先ほどもちよつと言ったことなんです、結局は五條市民と、そして、働きに来はっている外国人の就労者、双方が気持ちよく住んでいける、働いていけるというような町にしたいなとは思っているんですが、その市民と外国人就労者、今ちよつと割ってしまいましたけど、その双方への対応について、五條市としてはいろいろ、ごみ出しであったりとか、ちよつと近隣の住民さんと騒音でトラブルになったりとかというのを僕もお聞きはしているんですが、さっき言ったみたいに、地域活動に参加して、ごみ拾いだとかというところをコミュニケーションをしっかり図りつつでしたら何かしらいいんじゃないかなと思うんですけども、そういう点で何か支援というか、今現状で五條市がやっていらつしやることというのは何かありますでしょうか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 行政としては支援は行っておりませんが、地域活動に参加していただくことは、自治会加入者が減少する中で、地域の担い手が増え、また地域の方とのコミュニケーションを図ることができるため、地域住民と外国人の方、双方にとって有益であると考えます。

五條市としても、外国人の方と地域住民の方がお互いによい関係で生活できるよう何ができるのか、他市の事例も含め調査してまいります。以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） ありがとうございます。確かに何をという、すぐこうということは非常に難しいとは思いますが、ちよつと少しづつでも双方の意見を聞いて歩み寄っていきえるようにできたらなというふうに思います。正直、外国人の担い手というのは、今現在、非常に重

要になってきていることと思いますので、市民さんと外国人就労者双方が本当に暮らしやすいまちになるようにしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で、私の質問、最後なんですが、最後にちよつと市長に伺います。

私、今回ちよつと三つ、南海トラフのこと、そして、吉野川祭りのこと、そして、外国人就労者のことについて質問させていただいたわけなんですが、私としては、それぞれトピックとしては、防災と五條市の発展、そして、最後、多様性というところの大きく、くくりで話させていただいたかなとは思いますが、今後、五條市で、総括になるんですが、この五條市でそれを三つ、今言ったことを実現させていくことは可能ですかね。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） まず、三つの質問の中に、南海トラフ、吉野川祭り、外国人の就労者というところがあります。

南海トラフ地震については、この間もちょうど八日に起きたとき、私がちょうど東京へ上京するところでありまして、静岡を越えた時点で停電で電車が止まりました。なぜ止まったのかなというふうに思っていましたら、後で聞いてみると、三十分ぐらい止まっていたんですけど、やっぱり宮崎で起きた地震というところがありまして、その影響で新幹線が止まったということであって、それから東京へ行って、あくる朝なんですけれども、いろいろとテレビを拝見していると、南海トラフのことが多く報道されていましたので、やはりいつ起こるか分からないと改めてその対応をしっかりしていかなければならないというふうに感じました。そんな中で、いち早く災害の会議を開いていただいたというところもあるんですけれども、やはり南海トラフについてはいつ起こるか分からないので、その対応を行政としてしっかりとこれから検証していかなければならないとまず思ったところであります。

吉野川祭りについてなんですけれども、これは、私自身も今、吉野川に力を入れていて四月から整備を行っています。そんな中で六年ぶりの開催をさせていただいて本当に多くの方が来ていただきました。会場で約二万人、五條市全体で七万人ぐらいの来訪者の方が集まっていたきました。やはりそんな中で、これからも安全性もしっかりと考えていきながら、今後、よい祭りだったなというお声もこの間もいただいたので、いい花火だったといただきましたけれども、さらに多くの方に五條市を知っていただく環境をしっかりと整えて、駐車場もそうですし、そんな中で皆さんのまた御意見を聞きながらやっていきたいなというふうに思っています。

最後、外国人就労者の方なんですけれども、私の近くの方にも外国人就労者の方がおられまして、そこの方々は介護施設に働きに行っておられるんですけれども、やはりその施設の方々がしっかりと自治会と連携をして地域の方々というふうになじんでいくというところで活動も

していただいております。その方々は私たち地域の自治会の行事にも参加をしてくれていますし、いろんな中でお話をすることもございます。そんな中で、外国人の方が日本で働く環境といえますか、そんな中も私たちが受け入れる身としてもしっかりとその辺、市としても整えていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（福塚 実）二番、秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）お答えいただいて本当にありがとうございます。確かにもう本当におっしゃるとおりで、これから五條市のためにということで、吉野川もそうですし、地震対策もそうですし、外国人就労者の方に対しての対応というところもそうなんです。結局は市民さんが皆様、楽しんでいただいて、すごい楽しい町になっていったらいいなという思いは皆さん一緒だと思いますので、引き続きその辺をよろしくお願い申し上げます。

以上で、二番、秋本直嗣の一般質問を全て終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）トイレ休憩のため、十時五十分まで休憩いたします。

午前十時三十六分休憩に入る

午前十時五十分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）次に、六番、窪 佳秀議員の質問を許します。（「六番」の声あり）六番、窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀質問席へ〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を通告のとおりさせていただきます。

八月八日、宮崎県沖の日向灘で発生し、最大震度六弱、マグニチュードは七・一と推定される地震が観測されたことにより、気象庁は東南海沖から九州沖にかけての震源域で発生が懸念される南海トラフ巨大地震への注意が必要だとして、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。臨時情報が出るのは初めてで、新たな大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて数倍、高まったとしている注意を呼びかけたわけ

ございます。呼びかけられた自治体では対応に追われたと報道されておりました。もちろん、本市においても発表後、対応されたと思います
が、先ほど質問を秋本議員がしていただいておりますので、重複する部分は省きたいと思っております。ただ、その中の答弁でございました
内容についてお聞きする場合がありますので、よろしくお願いいたします。

まず、南海トラフの地震発生時の本市の被害想定については先ほど答弁をいただきました。

それでは、本市に想定されている地震の中で一番被害が大きいとされている中央構造線断層帯地震の被害想定をお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 六番、窪議員の御質問にお答えを申し上げます。

中央構造線断層帯地震が五條市内で発生した場合の最大震度は六強を想定しております。想定される被害については、建物は全壊と半壊を
合わせて四千三百五十八棟、火災は焼失棟数百四十六棟、人的被害は死者百三人、負傷者五百三人、水道被害は一万二千八十五世帯、下水道
被害は九・九キロメートル、電力被害は一万二千四百四十八世帯、都市ガス被害二千八百六十五戸、電話通信被害は千七百三十世帯です。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） はい、今、皆さんも御存じだと思っておりますけれども、南海トラフの被害想定、これもかなり大きいと言ったらおかしいです
けれども、被害があるわけでございますけれども、五條市で一番想定をしないのは、今、被害想定の中で申し上げていただきました
したけれども、中央構造線の断層帯地震、これが発生した場合には、先ほどの被害想定もございましたけれども、それだけの大きな被害があ
るということ、これはやっぱり市民にもそうですけれども、市の職員も踏まえてやはり認識をしてほしいなと思います。

今、答弁いただいたことの中の内容につきましては、後のほうの災害想定に基づく対応の優先順位についてと、その中で再度、質問をさせ
ていただきます。

次に、臨時地震情報発表時に市が対応したことについてお伺いしたいと思いますが、これも先ほどの質問と重複しておりますので、省
かさせていただきます。

マスコミ報道では、県は緊急会議を開き、一週間程度の警戒配備の徹底と初動体制の確保、そして、県民や観光客に地震への注意を呼びか
けられたと報道されております。奈良市も臨時情報の発表と同時に市災害警戒本部を立ち上げまして、職員が二日間、二十四時間体制で情報
収集するとともに行政無線で市民に有事の備えについて広報を行ったとされております。

宇陀市におきましても、九日、朝から警戒配備体制をとり、大和高田市は有事での備えの啓発を呼びかけた。また、市町村によつては、消防団を活用し、配備してある救助資機材等の点検、備蓄品の点検、そしてまた、公用車両の燃料補給、これも行ったと報道されております。地域防災計画では、必要に応じて災害対策本部等を設置し、体制を確保するという事になっております。

今回は、先ほどの答弁でもありましたが、会議を開いたという形の中で災害対策本部を設置したと、そういうことではなかったかなと思うところでございますけれども、今回の市の対応というのは、僕から言わせましたら、不十分であると申し上げます。

市民、職員も含むかもしれませんが、今回、マスコミ報道で南海トラフ地震臨時情報の発表を聞いたわけで、何をしたらいいのか、どういふ対応が必要なのか全く分からない、そういうのが本音ではないかなと思っております。宇陀市では災害警戒本部を立ち上げたことを即市民に広報して、そして、市民からは質問や苦情等を寄せられたのことであります。

先ほどの御答弁では、本市においての対応の中で、市民への広報として防災行政無線を使って行ったとありますが、広報内容について伺います。

○議長（福塚 実）平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長）防災行政無線の内容といたしましては、「こちらは防災五條です。市民の皆様にお知らせします。南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表されています。テレビやラジオで地震情報を確認しながら、大きな地震の揺れに対する対応や避難する方法、場所を再確認しましょう。」という内容を放送しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実）六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）この内容ですけれども、僕も踏まえて市民にどんな放送であったということをお聞きしたら、いや、その市の防災行政無線の放送内容というのは全く分からない。ただ、これは、国のほうからのマスコミ放送の中で、こういうことを対処しなさいというような放送が流れてきたので、別に防災行政無線の中の内容というのは把握できなかったんですけども、物事が分かったということが言われております。

僕は思いますのは、広報内容の中で、これ国も言っていますけれども、重要なことはやはり普段どおりの生活を継続しながら、そして、地震に対する備えを再確認してほしいと、これが一番、僕はポイントだったと思います。というのは、すぐ来るものではないというような形のことで、今後のことにも参考にしていただいて、やはり普段どおりの生活を続けながら、地震に対する備え、それを再確認してほしいというこ

とと、そして、もう一つは、市としては災害警戒体制ですけれども、これを取っているよ、取っていますよ、これも大事なことかと思えます。その取った場合には、これに対する問合せはどこである、そういうことをつけ加えていただいたら一番いいかなと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 防災行政無線の発報については、内容を長くすると聞き取りにくいところがございますので、簡潔に案内することとしております。一方、公式LINE、FM五條、ホームページでは、もう少し詳しく、家具等の固定の確認、備蓄食糧の準備、避難する方法や場所の確認、家族での安否確認や集合場所の確認など具体的な行動をお知らせすることといたしました。

今後につきましては、議員お述べの部分につきましても、ホームページ、FM五條、広報、LINE等で周知していくように検討してまいりたいと思います。

以上です。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） そういうふうに放送していただいたら、市民をおおるというのはおかしいですけども、不安はあまりしないのかなとは思っております。今回のこの発表の中で、市民も大分、日本国民もそうですけれども、大分、浸透してきたかなと思っているわけでございますけれども。

なお、先ほど本市の災害の被害、これが想定される中央構造線断層帯地震の被害想定を答弁していただきました。これは、被害想定を分析して巨大地震注意報が発表された場合に、やはりどういふところからまず取っかけていくんやというその優先順位ですけれども、これを平素から取り組んでおかなければならないと思います。それはあくまでも五條市の被害想定に基づいた中で優先順位というのを決定すべきであるかと思えますけれども、その優先順位というのは考えておられるのか、その辺、お伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 台風などによる風水害と異なり、あらかじめ準備できない地震災害に関しては、被害想定に基づいて、市民への地震に対する備えや避難場所の再確認などの周知を行うこと、災害時の職員参集、指定避難場所の開設、関係団体との連携などについて、さらに検討を重ねてまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実）六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）先ほどの中央構造線断層帯地震、その地震の中の想定被害の中で、建物の全壊、半壊合わせて四千三百五十八棟、これ五條市全部ですよ。そして、水道被害一万二千八十五世帯、そして、電力被害一万二千四百四十八世帯、あといろんな被害もあるわけでございます。そのことから、やはりふだんから市もいろいろな形の中で呼びかけていますけれども、やっぱりもう少しこういう被害が出ますよという中で、普段から市民に対して呼びかけていただきたいなと思います。

まず、全壊、半壊につきましては、市では、今、耐震診断であるとか、そして、耐震補強の呼びかけ、これを行っているわけでございますけれども、これだけ被害があるんだからしなさいよ、やっておいたほうがよろしいんですかと、そういうようなこと、そしてまた、この給水のこともそうですけれども、これだけは水道に対する被害一万二千八十五世帯あるわけでございます。前にも質問させていただきましたけれども、やはり井戸水、そういうものも活用した中で、水道被害による飲料水、そして、生活用水の確保、やっぱりこういうのも十分に初めからやっぱり呼びかけると、それは被害想定を出すことによって、危機意識というのを住民が持つてくると思っていますので、そして、電力被害に伴う明かりの確保ですけれども、これはいろいろあるわけでございますけれども、そういうようなこれだけの停電がありますよという世帯、一万二千四百四十八世帯です。だから、それだけの世帯が停電しますよと。ほんだら何を準備しとかないかんねん。そういうような形の中のことで、やはり市民が安心・安全に暮らせるためには、そういうもの、そしてまた、市で全て準備できるものではないかもしれません。だから、市民にやはり家庭においてやっぱり準備、そして、備蓄できるものは行っていたきたいんやと、こういう広報、そして、担当課としても、九月二日に奈良市が行ったように、即災害対策本部の訓練、これを行ったわけです、奈良市はすぐに。その訓練というのは、自主防災会の会長やら自治会長に見学をその様子をさせたと報道されております。それをするることによって、本当にその防災会、自治会、自治会長、そのようなものが、ああ市はこういう形の中で日頃からやっていただいているんやなということと安心をしたということでございます。

そういうような取組ですけれども、市も今度、まだ市の防災訓練、行っておりません。十月十二日でしたか、何か行うような形のことを聞いているわけでございますけれども、やはり鉄は熱いうちに打てという感じの中で、今、こういうことがあった、その訓練の中に今から間に合うのか間に合わないのか、僕、知りませんが、間に合うものであれば、一部でも取り入れていって、そして、市もこういうことをやっていますよという感じの中で周知をしていただきたいと思います、お考えをお伺いいたします。

○議長（福塚 実）平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長）中央構造線断層帯地震となりますと、本市で最大の被害想定となることから、今回の対応要領では十分ではありません

ん。したがって、今後は、地震による被害の想定を市民に十分理解してもらうための手立てや備えについて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。また、災害本部による訓練、自主防災組織等の参加あるいは見学いただくなど、災害対応への理解を深める手立てを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今、答弁していただいたんですが、一番大事なことは、やはり何でもそうですけれども、訓練です。この災害対策本部のこの訓練もやっぱりやっておなくては、絶対こういうのはスムーズにその訓練が落ち度ばかり出てきてスムーズにいかないということがあると思いますので、やはりその辺も併せてよろしくお願いいたします

各市町村、都道府県とも今回の臨時情報の発表によりまして、いろんな取組を行ったと報道されております。もちろん各市町村ともそれぞれ各市町村によって被害想定が違ってきます。この被害想定に基づき、そういう訓練なり、そういうものを行っているということでございます。

もう御存じだと思いますけれども、改めて申し上げるまでもございませんけれども、臨時情報は巨大地震につながるおそれがある場合に注意や、そしてまた、次にも話を出しますけれども、警戒を呼びかける制度で、これ二〇一七年に運用が始まりまして、そして、二〇一九年五月に一部、名称や基準が変わり、現在の形になって、発表された基準が南海トラフの想定域区域内周辺で地震の規模を示すマグニチュードが六・八以上の地震が起ると、気象庁がまず巨大地震と関連しているか、まず調査を始めます。始めた中で調査中と発表をするわけでございます。その後、評価検討委員会におきましてデータを分析いたしましたして、そして、想定震源域内においてマグニチュード八以上の地震だった場合には、一段上の巨大地震警戒、こういうのが発表されるわけでございます。今回はマグニチュード七・一ということで、七・一以上八未満だったことによりまして、巨大地震注意と、こういうような形になっております。

本市においても、今回の対応は、何回も申し上げますけれども、初めての発表で戸惑ったと思いますが、私は、市民、職員も踏まえ、あまり聞き慣れない言葉でどうしたらよいのか、対処が分からなかったというのが、何回も申し上げますけれども、本音ではないかと思えます。

政府からは、二十九都道府県の七百七市町村を対象に地震への発生から一週間、社会経済活動が続けながら地震への備えを改めて確認してほしいと呼びかけたことでありますが、今回、全国の中でWeb調査を行ったわけでございます。これ九千四百人から回答を得ました。その回答を得た結果ですけれども、臨時情報の発表を検知したと答えた人は八割を超えたと、この言葉が分かったという人が八割を超えたと

いう中で出ております。そして、対策を呼びかけられた地域を含む府県に住む人のうち、備蓄を確認したという調査が一九パーセント、そしてまた、言われております家族との連絡方法を確認したというのが九パーセント、そして、家具の転倒防止を確認したというのが八パーセントだったということで、それを報告されております。その中から、発表されたら具体的に何を注意すべきか、何を確認するのかという呼びかけが必要であるというのを改めて感じたという報道されております。そしてまた、市民への周知は、市民の行動、そして、家族の行動、そしてまた、職場での行動を踏まえ、ガイドラインを作成し、配布していただきたいと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 現在、より具体的な行動マニュアルとして地域防災計画を軸とした各種災害時対応マニュアルを作成しているところであります。

また、市民の行動等についても、今後、非常に重要となってくると考えますので、ガイドライン等を作成し、配布できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 国においてもそうなんですけれども、初めての運用だったということで、十分理解が進んでいなかったという形の中で、情報の発令時の呼びかけ、内容の充実、これを今後、検討していくと報道されております。そしてまた、自治体や企業の対応の指針となるガイドラインの見直しも、これも検討に入るという形の中で報道をされております。

その中において、先日ですけれども、これ僕は前から持っておったんですけれども、こういう啓蒙・啓発というのは、やはり僕は、子供、特に小学生、中学生、こういう学生にやはりそういう広報をしておくというか、そういう必要があるのと違うかなと、こういうふうにした対処はこうするんですよ。そして、その方々から家族のほうに教えてやっていただくと、これですけれども、南海トラフ地震、そのときが来たらということ、漫画で解説をした保存版、これが出ているわけでございます。これは総務省、消防庁、そして気象庁、そして内閣府、これから発表されたものです。これかなり分かりやすく、そして理解がしやすいです。これまた何というかな、何かのときにこれを参考にしながら、子供たちにそういう形の中のことの勉強に使っていただいたらなと思います。監修は名古屋大学の名誉教授の中の方が行っているわけでございます。まずはこれは危機管理のほうに、担当課のほうにお渡ししておきますので、参考にさせていただいたらなと思います。

そしてまた、臨時情報が今回より一段、段階上の巨大地震警戒だった場合の本市の対応についてまずお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 巨大地震警戒の発表となりますと、非常に緊迫した状況が想定されます。このことから災害対策本部の設置を基本とした対応になると考えており、先ほどの答弁のとおり、訓練等を実施し、巨大地震警戒発表時に対応できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） これ、これからいろいろななかたちの中で、今回のことによりまして、国のほうもいろいろ検討して、また文書等が流れてくると思うんですけども、今現在、この一番大きな海に面した津波のことが一番多いわけです。津波のところが該当するような市町村になりましたら、これはもう一週間、避難しなさいというような強制的に避難さすと、こういう警戒が発表された場合には、もう強制的に避難しなさい、こういうような形になっているわけでございます。ところが、五條市は幸いと言ったらおかしいですけども、分かりませんけれども、津波というのがそうあまり気にする必要はないと思うんですけども、けども、やはりこういうものが発表された場合、警戒が発表された場合には、やっぱり市民も踏まえて、そしてまた消防団、そしてまた職員、やっぱりそれぞれどういうふうにして対応していくのかということの中で検討をしていただきたいなと思いますんやけれども、そういうような形の中の訓練という形の中の計画についてお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 巨大地震警戒については、地震がいつ発生してもおかしくない緊迫した状況であり、要配慮者の事前の避難措置、孤立集落や急傾斜地などへの対応が必要になってくることが考えられます。また、南海トラフ以外にも内陸型地震の発生の可能性もあり、より甚大な被害想定となります。今後はこのような想定を基に、自治会や自主防災組織、消防団などを含めた訓練を実施するよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） そういう形の中において訓練のほうを検討するように実施していくということです。ので、よろしく願いいたします。やっぱり訓練というのは一番大事かなと思います。

そして、これは全国的にそうですけれども、台風とか、そして、集中豪雨に前もって事前に予想される場合、この場合には、例えば避難所の開設というのは事前に分かりますので、スムーズにいくのと違うのかなと思うんですけど。今回のところで、次に心配しておられるのがやはりこれはあくまでも津波のところですけども、そういうところには、やはり先にもう住民が避難してしまうと違うかと、そのときに避難所が何というか、開設されておらない、鍵が開いておらない、そういうものが発生するということが言われております。五條市にしてもわかりですけども、いやもう怖いから前もって避難しておこうよという人が出てくるかも分かりません。これは自主避難になってくるわけでございますけれども、そういうときの避難所の開設、そして、特に開ける鍵ですけれども、これの開錠というとおかしいけれども、これが計画どおり本当に行われるかなと自分でも思っているわけでございますけれども、何か対策とか、そういうものが必要と思いますが、考えというのを聞きたいします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 避難所開設の状況はあらかじめ定められた職員が災害時に避難所へ駆けつけ解錠する方法をとっております。しかしながら、地震災害であれば、職員が参集するまで一定の時間がかかり避難所開設に時間を要します。今回を契機として、各避難所にあらかじめキーボックスを設置し、自治会等の皆様に御協力をいただくような検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今の答弁でもありましたですけども、やはり市民に普段から避難所の確認というのを広報しておきながら、避難者が先に避難所に到着してしまうと、こういう場合がある可能性もあるわけでございますので、その辺の検討、一番いいのは、近くの住民の方にちょっとお願いするとか、そういう鍵を渡して開けていただくとか、そういうことも一つのあれかなと思うんですけどもね。

今回は本当にこの地震情報が発表されたことが、忘れないうちにやはり次のいろいろなものの対策というのにも必要になってくると思うんですけどもね。ちょっと市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 市民の皆さんからかなり多くの方が報道等で見聞きしており、初めてのことで戸惑った部分はあると思います。庁内において、災害警戒体制後、いち早く全庁挙げて地域防災計画に基づき対応を始めてまいりました。幸いにも今回の臨時情報発令につきましては終了しましたが、発生の確率は依然と高く、いつ何どき起こるかわからないため、次回の発令には、より速やかに対応してまいりたいと考え

ております。

また、本年度におきましても、昨年引き続き地震を想定した総合防災訓練を予定しており、自主防災組織による倒壊家屋や負傷者救出など住民参加による訓練もございますので、こういった機会を通じて震災に対する意識向上を図るとともに関係団体との連携の強化を図ってまいりたいというふうに思っています。

先ほどから議員がお述べのとおり、避難所にしてもそうなんですけれども、私もこの間、防災会議の中で申し上げたのは、自主防災がありますけれども、自主防災、やはり各地域の連合会の中にまた自主防災があると思います。そんな中でこういった形で自主防災組織に動いてもらうということは、やはり各地域の連合会との連携も非常に必要なことであって、こういうような災害が起きたとき、連合会にお願いして自主防災にもまた下ろしていただく、こういった手順ということと連携が必要というふうに思います。

そして、この間の台風十号におきましても、私自身も市民の方から相談があったのが土のうのことについてもありました。土のうはもう五條市としては準備をしておりますけれども、その土のうを置くにしても、自分で引き取りに行って置ける方はいいですけれども、高齢者の独り暮らしの方はどうしたらいいんやというふうなお話もいただきました。そんな中で、やはり危機管理の職員も限られていますので、その辺をやっぱよく知っている地域の消防団の方々に協力をしていただいて土のうを運んでいただく、こういったことも日頃、こういう災害が起きたらどういうふうに動くという、さっき議員がお述べのとおり、手順をしっかりとこれから決めていく。避難所もそうですけれども、そこに職員が行けない場合は地域の方々をお願いをする、そういった連携が非常に大事になって、そういうところから市民の生命、財産をまた守っていくことになろうかなというふうに思いますので、これから私たちも全庁挙げてこういった会議を繰り返しながら、またいろんな御意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今、市長も本当にこれを機会にいろんな形の中で五條市のやっぱり安心・安全を守るために取り組んでいていただきたいと思うわけでございますけれども、やっぱり一番大事なことは、今まだ本場にこの言葉と言ったらかしいですけれども、こういう発表されたということでまだ日にちがたっております。このたつておらないときにいろんなことをやっております。忘れてからやったかて絶対もう無理です。いろんなことをやっております。例えば、今、市長が言いましたけれども、自治会との関係もそうですし、そして、消防団もそうですし、そして、自主防災会もそうですけれども、今やらなければ絶対、僕はだめだと思えます。日にちが過ぎれば過ぎるほど、それに対するやはり

意識というのが薄れてきますので、これはもう間髪入れずに早急に、今だったら市民も分かってくれている間に、やはりそういうことに対して取り組んでいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

次に、これもかなり大事なことですけれども、全く進んでないことですけれども。避難時の災害弱者支援対策について伺うわけですが、この質問は、平成二十六年三月議会、そして、平成二十八年九月議会、そして、令和四年の六月議会で、これで質問をいたしたわけでございます。

前からそうですけれども、この災害弱者支援対策というのはかなり前からやらないかんやらないかんという感じで、これ僕も現職でおらせてもらったときにこれに取り組んできたときがございました。ところが個人情報との関係でちよつとストップしたというようなこともございます。だから、これは本当に早く取り組んでいかなくてはとんでもないことになりますよということになります。

前回の令和四年六月の議会のときの質問した答弁というのは、今後の計画として、要支援者ごとの個別の避難計画の作成に向けて取り組んでいくとありますが、その後の進捗状況について伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 令和六年四月一日現在の避難行動要支援者数については七千八百七十二名、そのうち避難支援等関係団体への避難行動要支援者名簿の提供に同意した方につきましては三千六百五十一名です。個別計画の対象は二十三地区、三千六百五十一名で、令和五年度末で四地区と一自治会、三百三十三名の計画を策定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） これ令和六年のときの議会でもこういう答弁をいただいたわけですが、支援者数が七千八百七十二名も五條市におられるということです。けど、やっぱりその中において、何とか、誰かにその支援をしていただきたいという形の中で、先ほど個人情報関係もございまして、同意をしていた方というのが三千六百五十一名というような、今、報告があつたわけでございますけれども、ということは、三千六百五十一名の方がその支援をしてくれる人を待っているというのが今の現状でございます。

そういう形の中で、現在、行つたというのは七千八百七十二名、個別計画が必要な対象者は三千六百五十一名、先ほど答弁がありましたけれども、今やったのは三百三十三名という形の中で、約一〇パーセントか一一パーセントであると思います。この進まない原因というのはいろいろあると思いますが、これは担当課だけでは絶対できないんです。いろんな形の、これは、僕は思うねやけれども、全庁挙げてやらない

ことには、例えば、民生委員のことも絡んできます。そして、介護をされている方々の担当している課もございます。もちろん今の危機管理課もございます。これはいろんな課にまたがった中で一つのものでやっていかんことには、この一つの担当課だけでやっていくことは、これはもうかなり進まない、その原因がここにあるのかなとは思っています。だから、ちよつと申し上げておきたいんですけども、やはりやるんやという、これだけかかって、これだけのパーセンテージしかできておりません。やはり全庁挙げて、これはみんながやればそう難しくないと思います。なぜであるか、もう同意をいただいておりますので、あとは誰に支援をしようかという誰というのを探すだけになります。これは、やり方によれば、いろんなやり方があるかと思うんですけども、そういう形の中において、早急にやっぱり取り組んでいただきたいと思います。

これは令和三年の五月だったかな、五月の災害対策基本法、このときの改正によって、これ国のほうから個別支援計画の作成、これは市町村の努力義務ですよという感じで通知文が来ていると思うんです。そういう中でやっぱり作成していくというのは本当に重要な位置づけになっております。やはりそういうことの中において、今後ですけれども、やはり市民の安心・安全、こういう支援をしてほしいという方々がありますので、早急にやはり、何回も申し上げますけれども、全庁挙げて取り組んでいただきたいと思いますので、今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 避難行動要支援者名簿を毎年整理したうえで、自治会等関係者へ提供し、情報共有しているところです。個別計画については、引き続き十地区において策定に取り組み、議員お述べのとおり、自治会や自主防災組織等の避難行動等、関係者と連携しながら、できる限り速やかに完了できるように進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） これ早くしないとね、本当に能登半島地震のときでもそうですけれども、これにその避難ができなくて高齢のために亡くなったという方もおります。そこで、ほんまに五條市で避難ができなくて、こういうことに個別計画をしてなくて、そして、避難ができなくて、そして、死亡になった場合、これは市のほんまに落ち度だけでは済みませんよ、これだけは、亡くなった場合には。これだけ国のほうからもやはり努力義務という形の中で出ているんです。そういうことでやっぱりよろしくお願いいたしたいなと思います。避難所開設されても運んでくる、運んでというたらおかしいけれども、支援してくれる人おれへんで。こんなんじやどうもこうもならないと思います。

そして、最後に申し上げますけれども、この国の被害想定というのは、どの時間帯をとって、この被害想定というのを出しているか、御存じだと思っんですけれどもね。

先日、これも放送されていました。これは最悪の時間帯でその被害想定というのが出ています。だから、まあ言うたら、夜間、就寝中、このときの被害がどれだけあるかというのが、今までのこの被害想定の出し方というのは、基準値はそこから出ているわけです。ところがそうではないやろう、時代も変わってきているという中で、今後、国のほうから昼間の被害想定というのが出てきます。今までのほとんど夜間、最悪の場合のときです。けど、昼間のときの被害想定というのが出てきます。そういうのをやはり何て言うかな、注視しながら、やっぱり敏感に対応していただくようにお願いいたしたいなと思います。

市長もそうですけれども、市民の安心・安全ということをもう口酸っぱくあちこちで言っていたいております。それを口だけじゃなしに市がやっぱりその対応をしっかりしていくことでよろしくお願いいたします。何事もそうですけれども、できるところからまずやっていただきたいということで私の一般質問を終わります。

○議長（福塚 実） 以上で、六番、窪 佳秀議員の質問を終わります。

次に、十番、吉田雅範議員の質問を許します。（「十番」の声あり）十番、吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範） 議長の発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきますので、理事者の方にはよろしくお願い申し上げます。

初めに、半島振興法についてお尋ねをしたいと思います。

半島振興対策実施地域についてであります。昭和六十年から時限立法で延長、延長で令和七年三月三十一日まで延長されております。本市は紀伊地域の中心にあり、奈良県の一部である五條市、大淀町、下市町、吉野町、黒滝村、天川村、野瀬川村、十津川村、下北山村、上山村、川上村、東吉野村の一市三町八村が地域内に入っております。

そこで、本市の活用についてお尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 十番、吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

市税における固定資産税に関する優遇措置につきましては、半島地域と過疎地域が重複している地域は過疎税制を適用するほうが納税者に

とつて有利なために過疎税制による免除措置を適用しており、半島振興法による税の優遇措置を適用しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） ありがとうございます。ということは、半島税制よりも過疎税制を使うほうが有利という解釈でよろしいですね。はい、分かりました。

次に、本市の活用について、どのような半島振興法、道路についての活用をお尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備境部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 半島振興法での道路整備につきましては、平成二十八年三月に三重県、奈良県、和歌山県が合同で策定した紀伊地域半島振興計画におきまして、奈良県が定める奈良県道路整備基本計画に基づき、県土の骨格を形成すべき、特に重要な路線である骨格幹線道路ネットワークの整備を重点的に進めていくものとされています。これは、紀伊半島アンカールートの一部を構成する京奈和自動車道や五條新宮道路、骨格幹線道路である国道百六十八号、国道百六十九号等の早期整備を掲げています。

新金剛トンネルに関しては、広域ネットワークでの取組とした事業化に向け、今後も国への要望を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） ありがとうございます。そこで、半島振興法では道路等の整備ができると思います。基幹道路として国が早期に整備してもらいたいと考えております。そこで、新金剛トンネルの整備について原田技監のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 原田技監。

○技監（原田豊彰） お答え申し上げます。新金剛トンネル整備促進の取組は、今年二月の民間団体「新金剛トンネル建設を進める会」の発足に始まり、四月には南和地域の一市三町八村による新金剛トンネル建設推進協議会が設立されました。市政報告にもございましたとおり、六月には斉藤国土交通大臣に同協議会から直接、要望書を手渡すに至っております。

七月には、國場国土交通副大臣に新金剛トンネル整備予定地の現地視察をいただいたところでございます。

これまで多くのプロジェクトを見してきましたが、半年でこれほどの進捗を迎えることができたのは本当にすばらしいことだと思っております。新金剛トンネル事業化に向け、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） よろしくお願い申し上げます。やはり新金剛トンネルは夢ですので、またガラリと穴を開けることによって、五條市の空気も変わろうかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、地方公務員の地域手当についてお尋ねしたいと思います。地域手当の目的についてお尋ねいたします。

このことについては、私、二回ほど過去に一般質問をさせていただいたんですが、一向に取り上げてもらえなかったところでもあります。今回の質問で三度目の正直になるかと考えておりますので、市長、またよろしくお願い申し上げます。

地域手当の目的は、地域により生活費の違いを埋めることで、物価の高い地域での生活費の負担を考慮し、同じ仕事をしていても地域によって異なる生活費を補填する役割を果たしています。しかしながら、地域手当が支給されている隣接の御所市、橋本市に比べ物価が大きく違うとも思えません。また、地域手当が支給されている団体から派遣され、同じ五條市で勤務している職員でも地域手当が支給される職員もあれば支給されない職員もいて実態も複雑であります。このようなことから、五條市で働く職員に地域手当を支給できないとされていることは大変、理解に苦しむところであります。

そこで、市長にお伺いいたします。

本市には、地域手当、職員に与えていただけないのか、市長しか答弁はでけへんと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） まずは物価についてでありますけれども、その食料品を含む日用品は隣接市と特に本当に変わらないのではないかなと思っています。そして、住宅の家賃については、逆に五條市が高いのではないかというふうなお話も聞かせていただいております。

そして、地域手当の支給についてでありますけれども、これは、市長就任以来、職員との意見交換をはじめ、いろんな声をお聞かせをいただきました。隣市に地域手当があつて本市にはないところで人材確保でも不利ですし、職員の離職の一因であることを再認識することにも至りました。その中で職員のモチベーション向上のためにも処遇改善を何としても行いたい、このような思いで地域手当が十年ぶりに見直される本年を好機と捉え、直接、国に要望を行うため上京し、地域手当支給地の指定に向け総務省や人事院への本市での実情を訴えたところです。八月に出された人事院勧告は国の職員に適用するものですが、五條市は地域手当の支給地とされました。これを踏まえ、地方公務員については、十月頃を含め総務省から追って通知が出されるものと考えており、勧告どおり、本市は地域手当の支給地となるものと考えております。

今、答弁でも申し上げましたように、若い職員さんらと、八か月ぐらいにわたり意見交換をしました。そんな中でやはり地域手当がないところも多くの職員さんからも御意見もいただきましたし、こういうこと、例えば、御所市、橋本市があつて五條市がない。このことについては、人事院に行かせていただいたときであつたり、総務省でもお話をさせていただきました。やはり職員さんで公務員になろうとされたときに、当然、給料、その辺が一番大事になつてこようなと思います。

そんな中で地域手当がない五條市になれば、やはりなかなか選んでもらえる可能性は低くなるかなと思いますし、物価が高いわけでもございせん、よそと本当に変わらないところでもございますし、そんな中でやはり五條市に多くの職員さんにも来ていただきたいと思ひますし、地域手当がないということで他市へ行かれた職員さんもおひます。そんな中、ぜひとも今年度については地域手当の支給をということでお願いをしたところでもございますし、そして、総務省からまた十月頃には正式に何パーセントぐらいというのが報告があると思ひますけれども、現在のところ、正式なパーセンテージはまだ分かりません。また十月頃に分かるかなと思ひますので、その頃また報告もさせていただきますなと思ひます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 私、ほかから、市長が総務省と人事院のほうに行かれたということも聞かせてもらつております。やはり地域手当支給については、本当に市長の考え一つで、やはりそれによつて職員のモチベーション等も違ふと思ひますので、どうか今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。分かつたときにでもまた教えていただけたらありがたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、生活教育の指導についてお尋ねしたいと思ひます。家庭での教育と学校での教育についてお尋ねします。

学習指導要領が各学校の教育方針に基づいて実施され、担当教師や専門スタッフや、また家庭との連携も重要で、家庭での教育と学校の教育が一貫して行つてゐるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 議員お述べの生活教育は、学習指導要領等に示されている、児童生徒が社会を生き抜くために必要な力を育成することであると捉えております。教科の学力も大切ですが、心の豊かさを培う教育も重視しなければならぬと考えております。

そこで、五條市では、第四期五條市教育振興基本計画を策定し、各学校において豊かな人権意識の醸成と道徳的実践力の育成や家庭と連携した基本的生活習慣の確立と規範意識の向上に取り組んでゐるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） それでは、学校での生活教育の指導は、児童生徒が社会で適切に生活し、健全に成長するための教育であると考えます。そこで、生活習慣の確立、社会性の育成、倫理観と価値観の形成、安全教育、環境教育、地域社会との関わり等に関して、それぞれのように学校等で取り組んでいるのか、お尋ねします。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 学校での取組の具体的な内容について、まず、生活習慣は保健体育科の単元、「健康な生活」において望ましい生活リズムの在り方を学習したり、「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを保健だより等で児童生徒及び保護者に啓発いたしております。

また、社会性につきましては、クラブ活動や異学年との交流活動を通してコミュニケーションや協働する力等を育成しております。倫理観と価値観については、学校教育全般を通じて社会的なルールや規範、道徳性、良心等を育む指導をしております。

安全教育については、地域の警察署や消防署等と連携した安全教室や防犯教育、紀伊半島大水害から復興を果たした大塔町の現地視察から学ぶ防災学習、避難訓練等を実施することで、意識の高揚を図っております。

次に、環境教育では、身近な森林や河川等を教材として社会科や総合的な学習の時間等で持続可能な社会について学んでおります。

最後に、地域社会との関わりにつきましては、五條市独自のふるさと学習の時間を設け、地域の歴史や文化的な行事等について学び、地元五條への愛着心の醸成を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） ありがとうございます。そこで、総括して教育長の生活教育の指導についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 井上教育長。

○教育長（井上恵充） 子供たちがVUCAと呼ばれる変化の激しいこれからの社会を生き抜く力を育むためには、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の「知・徳・体」のバランスのとれた教育を推進することが大切だと考えております。

学校では、「主体的・対話的で深い学び」を実践し、自ら考え、判断し、表現する力を育成するだけでなく、自分を律しつつ、他者と協調し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことが肝要です。しかし、このような子供たちの資質能力の育成には、学校だ

けではなく、家庭、そして、地域など、子供たち一人一人の成長を支援する方々の力強いバックアップが必要です。地域の中に様々な学びの場があり、世代を超えたつながり・絆があらこちらで生まれる、そんな五條市であることが、「自尊」「他尊」「地尊」の人づくり、まちづくりの根幹であると考えております。

五條市教育大綱の「豊かなつながり、夢と安らぎのあるまちづくり」という基本理念を大切に、子供たちの将来の夢と志の実現のために、五條市の「地域力・学校力・生きがい・家庭教育力」づくりに、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 大変ありがたい答弁をいただきましてありがとうございました。勉強も大変、大事なことです。しかし、人間性、人格もまた大切なものでありますので、どうかそのあたりの指導もよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実） 以上で、十番、吉田雅範議員の質問を終わります。

昼食のため、一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（福塚 実） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実） 次に、九番、山口耕司議員の質問を許します。（「九番」の声あり）九番、山口耕司議員。

〔九番 山口耕司質問席へ〕

○九番（山口耕司） それでは、議長の許可を得ましたので、九番、公明党、山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長の許可を得まして資料を配付させていただいております。「東京の大学生の皆さんへ」という資料でございますが、これはそのところ

になって利用させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、（一）番のマイナ保険証の普及と利用促進についてでございます。

今年の十二月二日から従来の保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードで保険証利用を基本とする仕組みに移行していきます。円滑に移行するために、政府としては、マイナンバーカードの総点検を行い国民の信頼回復に努めてまいりました。現在は本年五月から六月をマイナ保険利用促進集中期間月間として、医療団体との連携やあらゆるメディアを通じて広報展開しております。現在、マイナンバーカードは国民の約八一パーセントが保有しております、七月一日時点でございますけれども。その一方で保険証としての利用は全体の七・七三パーセントにとどまっている状況だということでございます。

そこで、一番のマイナンバーカードの普及率、取得率についてお尋ねをいたします。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 九番、山口耕司議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市のマイナンバーカードの普及状況につきまして、マイナンバーカードの交付率は令和六年八月二十五日時点で八三・七三パーセントです。これは令和六年一月一日時点の住基人口を分母とし、再交付、更新を含むこれまでに交付されたカードの累計枚数の割合になります。

また、マイナンバーカードの保有枚数率、こちらは令和六年七月三十一日時点で七四・七パーセントです。これは市民の方が現に保有されているカードの割合になります。ちなみに、全国平均はマイナンバーカードの交付率が八〇・九五パーセント、保有枚数率が七四・五パーセントです。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） それでは、今、利用率、普及率ありましたけれども、やはり交付率ですので、高いけれども、普及率というのは現在、持っている方でございます。その方が若干低くなっているというのが現状かと思っております。

それでは、二番の「マイナンバー保険証の利用促進に向けた取組」についてお尋ねしたいと思っております。

このマイナンバーカードは、デジタル社会におきまして公的基盤である保険証として利用して、いわゆるマイナ保険として利用してもらうことで、患者本人の薬剤や診療のデータに基づく、よりよい医療が提供され、高額医療費制度の限度額適用認定証が不要になるなど患者、医療現場それぞれに多くのメリットがあります。さらに電子処方箋や電子カルテの普及、活用など日本の医療デジタル化を進めるうえでも重要

なベースとなります。また、大規模な地震などが起きた際に開設された避難所において、マイナンバーカードを使って入退所管理や薬剤情報の管理を行う実証実験を行った結果、入退所の手続がスムーズかつ正確に行われ、避難者の把握にかかる時間が十分の一に短縮されたそうでございます。また、薬剤情報も必要量を正確に把握できるため、スムーズな支援提供要請ができ、避難者、運営者の両方に対しても大きな効果が見られたというところでございます。

さらに、一部地域においては、奈良県広域消防組合も実施しているということで救命講習のときに聞かせていただいたんですが、救急医療における患者の健康医療データの活用という消防庁の実証事業が行われております。これは、例えば、自宅や外出先で事故や病気などによって突然倒れてしまつて救急搬送される場合に、救急車に装備されたカードリーダーでマイナ保険証を読み取ると、既往症状はどうか、また、どんな薬を服用しているのか情報を確認し、救急隊員や医師が速やかに適切な治療ができるようになるというものでございます。先ほども申し上げましたように、奈良県広域消防組合でも使用されていると聞いており、全国展開されるというふうにも聞いております。

七月四日に厚生省の保険局医療介護連携施策課より「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた御協力をお願いについて」という事務連絡が発信されております。これを見ますと、利用促進に向けた動画やポスターなどの広報誌材の印刷提供などサポートメニューがたくさんあります。ぜひこのようなものを活用しながら、十二月に向けての広報活動を強力に推進し、市民の皆様への正しい情報発信に取り組んでいくべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 令和六年六月時点のデータでございますが、国民健康保険加入者七千百三十三人に対してマイナ保険証登録者、こちらのほうは四千二百十八人で、登録率は五九・一三パーセント、マイナ保険証利用率は六・九九パーセントでございます。

後期高齢者医療保険の加入者数、こちらは六千六百十四人に対しマイナ保険証登録者は三千二百四十七人で、登録率は五三・一一パーセント、マイナ保険証利用率は三・四四パーセントとなっております。

厚生労働省が公表している全国のマイナ保険証利用率は九・九〇パーセントとなっております。

利用促進に向けてというところなんですけれども、国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入中の方に対しては、今年度、更新の保険証を送付したとき、国民健康保険については令和六年の三月に、後期高齢者医療保険につきましては令和六年七月にマイナ保険証の利用を促すチラシを同封いたしました。

窓口におきましては、国民健康保険への加入手続に来られたときや保険証の再交付申請時、また、限度額適用認定証などの申請及び再交付

申請時にマイナ保険証を利用するとデータに基づく最適な医療が受けることができること、手続なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されることなどのメリットを説明し利用を促進しております。

令和六年十二月二日以降は保険証が廃止されるため、事前に広報誌、ホームページ、五條市公式LINEを利用して、マイナ保険証を保有しない方への不安を払拭するとともに、マイナ保険証のメリットを訴え利用を促進していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 利用促進に向けての情報発信が大変、必要となつてまいりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、三番の「マイナンバーカードをいまだ保有していない方への対応」についてでございます。

このマイナンバーカードの利用シーンが拡大して住民票が近くコンビニですぐに取れるようになってよかったことや、母子健康診断の受診券として使え、マイナポータルから結果がすぐに見れるなど身近なところでもその利便性を実感する声が増えてきていますが、七月時点で国民の八パーセントが保有しているとされていますが、まだ取得したくてもできない方が、特に高齢者を中心にいらっしゃいます。現在、総務省では、来庁が困難な方に対して施設等に対するマイナンバーカード取得支援という事業を実施しており、行政職員が希望のある施設や自宅等に出向き一括して申請を受け付けることができます。

その際に出張した職員による本人確認や写真撮影を行い、後日、郵便等で御本人にお届けするというものでございます。これもマイナンバーカードの事務費として計上されて、十分の十が国庫補助となるという事業でございます。将来的なマイナ保険証による医療DXのサービスを考えると、希望する高齢者に対して保有の機会を提供することが非常に重要と考えます。また、高齢者の方などの暗証番号の設定や管理の負担を軽減するため、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカード、これをやると、コンビニ交付など暗証番号が必要なサービスは受けられないのですが、医療機関や薬局などで利用していただけるような対応もされております。

そこで、本自治体における施設等に対するマイナンバーカードの取得の支援の取組状況を伺いたいと思います。

また、施設や高齢者所帯などに対してこのような支援があることを周知し、希望する方がマイナ保険証を保有できるような取組を推進していくことが極めて重要と考えます。五條市の取組の現状について、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 失礼します。施設入所者等に対するマイナンバーカードの取得支援の取組については、出張申請受付を希望

する介護福祉施設や障害福祉施設等を厚生労働省が取りまとめ、市町村に情報を提供することとなっており、五條市においても、希望のあった障害者支援施設、障害者グループホーム、各一施設の入所者四十四名に対しまして令和六年五月に出張申請受付を行い、マイナンバーカードの新規作成と健康保険証の紐づけの支援を行いました。

現在、市内の障害者支援施設一施設、介護老人福祉施設一施設、養護老人ホーム一施設からも出張申請受付の要望が来ており、年内には実施する予定です。

また、すみません、いろんな周知につきましてもこれから実施していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） ぜひともそういった施設に対して市からも行動を起こしていただきたいと思います。相手から申請するのを待つのではなくて、こちらからこういうのはどうかというお声がけもいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げておきます。

次に、（二）番の聴覚補助器等の積極的な活用への支援についてでございます。

その一の高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備というところで、今年の三月二十三日でございます。ちょうど国道百六十八号の坂本工区のトンネルの開所式があった日なんですけれども、その日に公明党の奈良県本部が主催する講演会に奈良県立医科大学の細井教授がこの軟骨伝導のお話をしに来てくださいました。この教授は、二〇〇四年に耳の軟骨を振動させて音を伝える経路、軟骨伝導の仕組みを発見したと。この聞こえにくい、難聴というのは認知症の重要なファクター、危険因子であるということを私たちに教えていただいたうえで、この難聴で困らない環境を整備することが認知症の予防につながるというお話でございました。

そこで、そのときに会場に軟骨伝導の集音器を業者が持ってきていただいていたので実際に試してみたいです。そうしたら、かなりよく聞こえますね。その集音器ですが、従来のイヤホンであれば、耳につけるとところに穴が開いているんですけれども、振動させるものですからその穴がない。ですので、清潔に使い回しができるという部分でございます。

また、教授が言うには、日本で一千四百万人の難聴者のうち二百万人しか補聴器を使っていない、この軟骨伝導のイヤホンが世の中に認められるようになったら、もっとこの難聴で不自由してはる方が楽になるのではないかというお話でございました。そのことを担当部長にお話をさせていただきましたら、早速、試供品を取り寄せていただきました。「ほんまにええものやな」と言ってもらって、「一遍これ購入できるか検討してみますわ」ということで検討していただいて、既に窓口で今現在、六個のこの軟骨伝導の集音器を設置していただいているとこ

ろでございます。早速のこの対応に大変、感謝する次第でございます。市民さんのほうから大変、好評であるというお話も聞かせていただいております。市役所へ行ったらよう分かるんですけども、市役所へ来られてない方等にもしっかり知っていただきたいし、私も耳、聞こえにくいなど、こんな話もさせていただくんですが、地域のこの社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助器を必要とする人々への情報提供の機会や補聴器等のこのお試しが今、五條市である程度は出ていますけれども、自分に合っているかどうかというのも適切に判断する必要があります。そういった環境を整備する必要があると思うんですけども、特に健康診断ではこの難聴の検査がないんですね、耳の聞く。目の検査はあるんですけども、耳の聞こえる検査がないというのを聞いておりますので、そういった環境を整備することが大事だと思います。どうかそのことに對しての見解を求めたいと思います。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会参加が減少し、孤立する可能性が懸念されます。適切な機器を活用し聞き取れることで会話がスムーズになり、認知症予防とともに高齢者の社会参加を促すものと考えられます。本市におきまして、令和六年五月から、市役所一階、市民課、保険年金課、税務課、社会福祉課、児童福祉課、介護福祉課の窓口六か所に一台ずつ、合計六台の軟骨伝導イヤホンを設置しています。聞こえに不安を感じている方が窓口で使用する事ができるほか、聞こえにくさを感じ始めた方や一度試してみたいという方にも気軽に使用していただける取組を進めています。

また、広報五條や市のホームページなど軟骨伝導イヤホンの窓口設置について、引き続き市民への周知を図ってまいります。今後もより多くの方に利用していただくとともに、軟骨伝導イヤホンが合わないと思われる方に対しては、御自身に合った補聴器を使用できるように情報提供してまいります。

以上、答弁といたします。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 六台置いていただいて感謝しております。特に窓口では、個人情報等を大きな声でやり取りせなならん、「あなたの誕生日、いつですか」とか、それを大きな声で言うてしまうおそれがあるので、この補聴器があれば助かるようなお話も聞かせていただいております。そして、次の二番で、この補聴器の購入費用の助成制度の創設についてでございます。

埼玉県の川口市では、聴力の低下により周りの人とのコミュニケーションが取りにくいなど生活に支障が生じている高齢者の方が補聴器を利用することで生活の質の向上や社会参加の機会を増やし、住み慣れた地域で健やかに生き生きと自分らしく暮らせるよう補聴器購入の費用

の一部を補助する制度を創設しました。補助の対象等は制限があるのですが、補助の内容は二万円を上限として一人一回となり、購入に要した費用が二万円に満たない場合は、その額を補助するものとしております。受付は令和七年三月末までということで、予算を計上して、その予算内で執行していくという話でございます。

私たちの地域におきましても、この聴力の低下に悩む高齢者が医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるために購入の費用を助成する制度の創設は大変に有意義なことだと思いますが、五條市の見解を求めたいと思います。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 購入費用の助成制度につきまして、近畿市長会を通じ、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を継続的に要望しています。高齢者の積極的な社会参加を実現することは認知症予防にも効果があると言われています。他市町村の現状や課題等を調査し、助成制度について検討してまいりたいと考えています。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） どうかよろしく検討していただきたいと思います。

奈良県下におきましても、よそがやっているさかいにやっていただきたいというのではございませんが、やはりこういったところに手厚い助成制度を設けていただくと市民さんは安心して暮らせていけるのではないかなと思います。ですので、どうかよろしく御検討をお願いしたいと思います。

三番、JR五条駅周辺のまちづくりについてでございます。

令和六年第二回六月定例会で五條市の土地開発公社の経営状況の報告があり、その後、五条駅周辺に所有する面積や位置図などを資料請求をし、現場の確認のため調査を行いました。その結果、過去において賑わいを見せていた地域でございましたが、今、空き地・空き家が多くなっているのが現状でございます。五條市のこの発展を思い、開発公社に土地を譲っていただいた土地が駐車場として活用していただいておりますが、また、それ以外にもタイムズの駐車場として利用していただいているところもございますが、フェンスで囲まれ、今の時期、草を刈ってもすぐに草が生い茂ってしまうという、こういった場所も数か所ございます。中心市街地の活性化、にぎわい創出のためのまちづくりプロジェクトが進む中で、いま一度、五条駅周辺のまちづくりを考えなくてはならないと思います。そこで、五条駅南北道路について、計画の発案から経緯、経過についてお聞かせ願えますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 南北連絡道路の発案時期につきましては、五条駅南北連絡線として市道認定を行った平成七年十月頃からとなります。また、ＪＲ西日本との協議等を行いながら、駅舎、駅前、広場及び自由通路を含め五条駅周辺全体として整備計画を検討し、また、地域活性化及び五条駅南北道建設促進特別委員会等におきまして御審議をいただいておりますが、平成二十七年六月二十六日開催の同委員会において、事業に対するもろもろの指摘を受け、進捗を見ていない状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） あの当時、地域活性化特別委員会及び南北道の特別委員会が設置されておりましたが、その南北道という言葉を外されまして、地域活性化、そして、また、五條インター等の地域の発展を考える特別委員会と変更になった次第だと私も記憶しております。

この構想について、五条駅全体のことを思うことは大変、大事だと思うんですが、なかなかそれ向いて前向いて進んでいかないのが現状だと思うんですが、聞いても答弁は一緒だと思うんですが、今後の構想、この南北道の構想というのはどういうふう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 今後の南北連絡道路の構想につきましては、五条駅周辺全体の整備を捉え、継続的に考えてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 継続的にというのは、どこまで継続的にやっていただいているのか、見えておりません。また、後ほど市長にこの辺のことについてもまとめてお伺いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

そして、次に、二番の跨線橋、歩道についてでございます。もう古いのは分かっております、私、あの辺、ずっと調査をしに行ったときに、この跨線橋を見上げたときに空が見えるんですね、この空が。下からです。また星のように光が見える。夜になったら全然見えないんですけれどもね。また、階段のところはいろいろ補修してくれてあるんですけれども、その点字のベースというのが、滑り止めのベースというのが皆、剥がれてしまって、モルタルで補修をしていたというのはよく分かります。特にこの階段の蹴上の鉄板というのはもう蹴飛

ばしたら足が向こうへ向いていくのかなというふうに腐食しておりますし、裏面いうんかな、下から見上げたところに排水の、鉄の、鋼材があるんですけども、それももう腐食しておって排水の機能を果たしていないように思います。

先ほど申し上げましたように、この橋面の舗装、補修というのはやっていただいていると思うんですけども、欄干下の鉄板の乗っている部分とかが大変腐食しております。ほんまに至るところ、老朽化しているのが現状でないかと思うんですけども、これまでのこの跨線橋についてのこの経緯、経過についてお尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 議員お述べの市道岡口八号線、五条駅南北橋につきましては、昭和五十六年一月の供用開始から四十三年が経過しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 国の長寿命化対策で橋梁等は五年間ですか、五年に一度、調査を行っていると思うんですけども、その結果については、分かっている範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 令和三年度に橋梁長寿命化に伴う詳細な調査を行い、判定が四段階中三となり、早期に監視や対策を行う必要があるとの結果が出ております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 判定が一から四まであつて三だと、一が一番悪いのか、四が一番悪いのか、どちらでしょうかね。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 四が一番悪いございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） もう四になれば使用不可能というふうに考えてよろしいですかね。その一步手前の三の段階であるということでございます。

す。ですので、整備には大変お金がかろうかと思うんですけども、今後のその整備についてどういう検討をされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 令和三年度の調査判定を受けて、令和五年度に補修設計業務を行いました。現在はＪＲ西日本と整備に向け協議をしているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 整備に向け協議しているということですが、このＪＲ西日本と五条駅周辺の整備についてとなるのか、五條の市内にあるＪＲとの全体的な協議になるのか、そして、また、こういった内容をその協議をされて、それは年に何回ぐらい今までやっているのか、その辺を教えてください。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 令和五年度は大和二見駅周辺整備及び市内の安全対策等について、また、市道岡口八号線五条駅南北橋の補修設計について、ＪＲ西日本コンサルタントを通じて、四回、協議を行いました。令和六年度は市役所において、五条駅バリアフリー化及び市内の安全対策等について、また、ＪＲ西日本近畿統括本部において、市道岡口八号線五条駅南北橋の補修工事について協議を行ったところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 協議を行って、その見積もりなり設計依頼をされたんでしょうかね。されて、どのぐらいの費用が必要なのか、分かる範囲で教えてください。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 補修費用につきましては、先ほどの設計業務の結果で概算ではございます。まず、そのレベル三の状況におきましては、排水設備、といの脱落が挙げられます。これを改修するだけで、一旦、レベル三からレベル二に移行し、緊急性は失われる。ただ、この改修費用には約一億五千万円程度、さらに、橋梁全体の改修に及びますと三億五千万円から六千万円以上の費用が発生すると見込まれて

おります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これがバリアフリー化できている橋梁であれば、歩道橋であれば、幾らお金を投資しても、どない言いますかな、効果はあろうかと思うんですけども、バリアフリーのできてないこの階段での歩道橋というのは、もう一度、根本から考え直していかなくてはならないと思います。

また、後ほど申し上げますけれども、五條市にはこのバリアフリー基本構想とか五條市都市計画マスタープランというのがございます。その辺のことも踏まえながら取り組んでいかなくてはならないと思います。

次に、五条駅周辺の開発公社の土地の件でございます。

まず、J R 五条駅周辺の公社の所有地について、取得時の価格と、現在、路線価から拾い上げたかと思うんですけども、その辺の価格を教えていただきたいと思います。

この取得用地というのは、私、先ほど来、申し上げましたように、六月に報告を受けた後に資料請求をさせていただいて、五条駅前の整備用地、五筆ございます。面積は四千八百五十九平米、五筆ですね。そして、五条駅北広場整備整備事業として二筆ございます。それが九百五平米、五条駅南北連絡道として一筆、購入していただいておりますのが九百十一・〇平米ございます。この三つに分けて取得時の価格と現在の予想価格を教えてくださいませんか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 五條市土地開発公社は J R 五条駅周辺には、議員お述べのように、三つの事業用地、八筆を所有しております。取得時に要した金額は、五条駅前整備事業用地が三億五千六十七万九千六百四十三円、五条駅北広場事業用地が一千八十一万四千七百五十円、五条駅南北連絡道事業用地が一億一千五百三十一万七千八百四十円となっております。

そして、固定資産税評価額からの試算によりますと、現在の推定地価相当額は五条駅前整備事業用地が五千七百四十二万九千六百七十四円、五条駅北広場事業用地が一千三百五十万六千四百七十八円、五条駅南北連絡道事業用地が二千百七十万六千五百二十七円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）買い取りで四億七千六百万円余りでこの八筆を買われている。時期にしたら、昭和六十二年ですかね、六十二年から始まりまして、最終は平成十年、平成七年にも購入されておりますけれども、令和四年に駅前の一部を買われているというのを聞いております。それは四億七千六百万二千二百三十三円ということで、これは平米単価で換算しまして、あらかじめ価格を聞いておりましたので、五条駅の駅前の広場で七万二千七百七十一円ですかね。ものすごい差があるんですね、南北連絡道にしましては、平米単価が十二万六千五百八十四円という平米単価が計算されました。違ったかな、そうですね。合算ですけれども、買い取り価格の平米、合わせまして八筆、七万一千四百三十三円、今現在の推定価格、言っていたきましたが、八筆で大体九千二百万余しでございます。平米単価が一万三千八百七十九円ぐらいになるということです。

当時は、私、最初に申し上げましたように、家があつて、そこに南北道をつくって、このJRで分断されている町を一つにしようという流れでございました。しかしながら、当時の議会も含めまして、理事者側と、もう最終的には凍結という形で南北道が現在に至ったのではないかなと私は思います。大事なことでございますのでね、この多く投資した土地を、今後、このまちづくり構想の中で、この公社の土地をどう計画していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 現在、南北連絡道路については、市道認定し整備、構想しているところではあります。平成二十四年当時の事業費は約十一億円から十三億円と試算されており、現在では、その二倍から三倍の事業費が必要であるものと推測され、駅舎、南駅前広場の整備も含めますとかなり高額となることから、計画の見直しも含め検討する必要があるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そうですね、もうこのまちづくり構想の新たな一步を進み出すのには、やはりこの辺の部分をしつかり道筋を立てておかないと市民の皆様方に説明のしようがないかなと思います、あそこであれだけの土地があるのに、何でイオンのところで新たに開発する、そうしたら、この土地はどうなるんやということもしつかり説明責任を果たしていただきたいと思うんですが、先ほど申し上げましたように、五条市バリアフリー基本構想を策定しているその目的は、バリア新法の考え方を踏まえて、高齢者や障害者をはじめ全ての人が日常生活や社会生活における移動及び施設の利用の利便性、安全性の向上を図る環境整備の一環として、JR五条駅周辺地区を選考地区として、関係者が互いに連携し、道路、公園、交通安全施設などのバリアフリー化を重点的、一体的に推進していくに当たっての基本方針や今後、実施すべきバ

リアフリー化事業の概要などを定めるために五條市バリアフリー基本構想を策定しますという目的がこのバリアフリー構想に目的として書かれております。

そして、また、令和三年三月に策定されました五條市都市計画マスタープランでございます。この第五章の全体構想のイの鉄道交通の充実では、ＪＲ五条駅においては、北側駅前広場など交通連接機能の整備を完了し、今後は駅舎、南北自由通路、南側駅前広場の整備を関係機関と調整を図りつつ推進しますとございます。先ほどの歩道橋、そして、また、この開発公社の今後のことも含めて市長に見解を求めたいと思います。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 本市の進める五条駅周辺まちづくりについては、南北道路や新庁舎周辺整備など、これまで議会の特別委員会においても議論をしていただきました。そのことを意識したうえで、今後におきましても、市道岡口八号線、五条駅南北連絡橋の補修やイオン周辺での中心市街地の活性化、にぎわい創出のためのまちづくり整備に関連する公共交通施設の代替施設の整備も視野に入れ、総合的に判断し、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

歩道橋につきまして、この間、私も確認してきました。議員お述べのとおり、非常に不安な、これはどうなのかというところで担当課に試算をしていただきますと、先ほど言った三億五千万、六千万の話が出てきて、私はそのとき思ったのは、ここで三億五千万円を使うより、もう一度、南北道、どうにかならんのかなと正直思いました。やはり岡口から、あこからちょうど五條市の中心にあそこに踏切ができて車で渡れるようなことができれば、やはり五條市の町はイオンを中心として今後、変わっていくのが本当に大きいのではないのかなというふうに思いますし、もっともつとあの辺に買い物に来てくれる、田園のほうからも下りてきていただけるのではないかなというふうに思いましたので、私はちよつと諦めずにＪＲにもう一回行ってみようかなと思っております。

それから、公社の土地にしましても、売却していくのは簡単なことだと思いますが、今、イオンと公民連携を取りながら進めていく中で、例えば五條バスセンターの用地を改修して、例えば市が買い上げるとかなりますと、そのバスセンターの事務の機能ですね、あそこところにちよつと持っていけたらなというふうな考えもございまして、その辺はこれから進める中で、奈良交通であつたりいろんなところと関係機関と協議をしながら進めてまいりたいなというふうに思っています。

そして、そのＪＲで、最後、私が判断を下すようになるんですけれども、これはだめだと思うときは売却にも踏み込みますし、そういった中でまた違う形のまちづくりを考えていきたいなというふうに思っています。とにかくもうちよつと時間をいただきたいなと思います。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 市長の前向きな答弁だと思います。平成二十四年の改修の工事で十一億から十三億です。部長の御答弁では二倍から三倍かかるという、三十億から五十億近くの南北道の設置費用がかかるというようなお話ではないかなと思います。そのうえ、まだ用地も取得しなくてはならない箇所も出てようかと思えます。用地取得が済んでおれば、すつといくのだろうと思えますけれども、用地取得をもう一度やり直さなくてはならない。一応、図面はできているようでもありますけれども、果たしてその場所でのいいのかなということからスタートになるうかと思えます。ですので、せっかく先代が構想を築き上げてきた計画でございます。一時のこのまちづくりの案をもう一度見直していたいて、一時的なものでも廃止にしようというふうに決めないで、今、市長おっしゃっていただきましたように、検討したうえで判断していくのが大事なと思いますし、土地を提供していただいた方にも報いるようなお話になるのではなからうかと思えますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。若者の移住・定住についてでございます。

五條市におきまして、限られた財源で、より効果的に効率的に少子化対策、人口減少対策に取り組むことが大事だと思いますので、この質問をさせていただきます。

まず、一、奨学金返済支援制度についてでございます。このことは令和五年九月定例会で一般質問を行い、市長の答弁では、効果的な制度設計についてしっかり検討していきたい。また、若い方々に定住をしてもらうのは必要なことであり、若い方を応援していただきたいと期待を持ったんですけれども、令和六年度は実施はされておられません。大変、残念でございました。

実施されている紀の川市さんへ直接、電話をさせていただきました。問合せをさせていただきました。この紀の川市さんのこの目的というのはホームページで記載されております。奨学金の返還をしながら、働く若者の経済負担を軽減することにより、市への定住を促すことを目的に奨学金の返済者に対し予算の範囲内で助成金を交付しますという、いろいろ条件があるんですけれども、電話で聞かせていただいたら、「移住した方だけですか。」と尋ねますと、「いや違う、定住してはる方も奨学金を返済している方に助成しています。」ということをおっしゃいました。年間一人上限十二万円、月一万円の助成をしているようでございます。その対象となる奨学金はいろいろ使い先が固定されております、条件も固定されておりますけれども、ただ、一番最後に、市長が認める貸与型の奨学金という項目が一項目ございます。市長が決められるわけですね。この奨学金はあかんど、規定にないからだめですよということはないという感じに、私、受けとめました。この市内で

既に在住してはる方も対象というのはすばらしいと思います。昨年度の利用をされた方は百二十人、一昨年度は九十六人で、「大変喜んでいただいております。」というふうに担当の方、おっしゃってありました。このことについて現在の状況を伺いたいと思います。

○議長（福塚 実） 西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄） 本市の若者の移住・定住を促進し、地域に定着する人材を確保するため、奨学金返還支援制度設立に向けまして、昨年九月定例会以降、調査研究を行ってまいりましたが、現在、実施には至ってございません。しかしながら、全国の労働組合で組織する団体の調査では、奨学金の返済者の三割以上が奨学金の返済は結婚や出産に影響しているとも回答しており、経済的に支援することは、移住・定住促進はもとより、本市の課題である未婚率の高さ、合計特殊出生率の低さの改善につながるものと考えており、現在も引き続き検討を行っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） これ以上申しませんが、しつかり再度、検討をお願いしたいと思います。

次に、議長の許可を得まして配付させていただきましたこの資料を御覧いただきたいと思います。

これ内閣府デジタル田園都市国家構想から出ている資料、チラシでございます。このチラシ、奨学金のホームページにこれが記載されてございます。「東京の大学生の皆さん、地方へ就職、移住する大学生を応援します。」ということが書かれてございます。五條市出身の方で東京へ学びに行っている方も対象なんですか。

ちよつと原稿に書いてあるので読みます。

地方創生十年を迎え、少子高齢化が進む中、人口の東京一極集中が解消せず、喫緊の課題であることは明らかであります。若者の地方へのU I Jターン支援が重要であります。地方の高校を卒業した若者が大学進学を契機に東京に移転し、その大半が地元に戻ることなく、そのまま東京で就職することは地方人口の社会減の要因と言われています。このたび、国の施策である地方創成移住支援事業の一環として地方就職学生支援事業が新設されました。具体的には、大学の本部が都内にある大学生の学生が地方企業への就職活動をする際、交通費の負担を軽減するため、最大二分の一の交通費を支援する内容になっております。

チラシの②のところでございますけれども、令和七年度からは、支援額等詳細は未定ですが、実際に地方へ就職、移住する際の移転費用、引越費用の支援も予定されております。ぜひ若者のU I Jターンを促進するためにも地方就学学生支援事業に御検討いただきたいと思います。

ます。見解を求めたいと思います。

○議長（福塚 実） 西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄） 答弁いたします。議員お述べのとおり、本事業につきましては、東京圏から地方での就職、移住を希望している若者の経済的負担を軽減し、地方創生の推進に関して大変、有効であると考えております。本事業を実施するためには、県が市町村の意向を踏まえて作成いたしました地域再生計画が国の認可を受ける必要がありますが、本年八月にその認可を受けたことから、県と調整を行ったうえで本市におきましても当該事業の実施を予定しているところでございます。今後は奈良県と連携しながら、ホームページでの周知等を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） もう既に取り組んでおられるというふうな雰囲気でご室長、御答弁いただきましたけれども、この奨学金の支援を受けるためには、先ほど一番の奨学金返済支援制度を実施している地方公共団体でこの移住の引っ越し費用とかの部分は適用されないという条件付きでございます。五條市、してないからあかねなと思ったら、担当課長にお尋ねしますと、奈良県がこの奨学金返済支援制度を実施しているので、奈良県全体として五條市も受けることができますよというお話をいただきました。今後、こういった取組を積極的に行うことが大変、重要であると思います。

最後に、市長にこの考えをお尋ねいたします。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 私も先ほど公室長から答弁がございましたように前向きに考えていきたいし、事実そうであるべきだなというふうに思っています。

先ほどの御質問にもありましたが、先ほどの答弁、私、しませんでしたけれども、やはりあのことも非常にいい提案だと思っていますし、やりかけると私は途中でやめられないということをまず思っているのです、やはりそういう中でいろんな財政状況を考えながら、やるならずっとやはり若者を支援していくということが必要だと思っておりますので、その辺も御理解をいただきながら進めてまいりたいなというふうに思っています。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうかよろしくお願い申し上げます。必ず国の交付金制度、十分の十ではございませんけれども、五分の一、また二分の一になるうかと思うんですけれども、その辺の交付金の助成もございますので、どうか前向きに検討していただきまして、この若者定住につなげていただきたいと思います。

そして、また、まちづくりにおきましても、本当にこの市民の目線に立った考え方というのは大変、重要になってこようかと思います。決して市長は市民から離れているということは申し上げませんが、しっかりその辺も市民の目線に立って考えていただけたらと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上で、九番、山口耕司の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）以上で、九番、山口耕司議員の質問を終わります。

二時四十分まで、トイレ休憩のため休憩いたします。

午後二時二十六分休憩に入る

午後二時四十分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）次に、一番、仲山 嘉議員の質問を許します。（「一番」の声あり）一番、仲山 嘉議員。

〔一番 仲山 嘉質問席へ〕

○一番（仲山 嘉）それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告のとおり、一番、仲山 嘉の一般質問を始めます。まず、要望書について、五点、伺います。

各自治会からの要望書の行方について、（一）去年の四月に当選させていただき、現在まで各自治会から数多くの要望をいただいております、各自治会とともに市に要望書を提出させていただいております。その中で各自治会から提出された要望書の処理及び保管について伺いたしたいと思います。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 一番、仲山 嘉議員の御質問にお答え申し上げます。

各自治会から提出された要望書は、担当課のみで対応可能な案件と複数課にまたがる案件とで受付方法等が異なります。まず、要望が一つの課のみで対応可能な案件は、担当となる課が要望書を受付し、決裁後に回答します。

次に、要望が複数の課にまたがる場合は地域政策課が窓口として受付します。受付した要望書の写しを添付して担当部課長宛に通知し、その回答内容を地域政策課で集約して決裁後に回答します。

要望書の保管については、一つの課で対応したものについては担当課が原本、地域政策課が写しを、地域政策課が窓口になったものについては地域政策課が原本、担当課が写しを保管しています。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。要望書の採用される順について伺いしますが、僕が聞いている要望以外にも各自治会から多数の要望が上がっていると聞いておりますが、採用される順について伺いいたします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 緊急性、予算措置、財政状況等を総合的に勘案し、決定しています。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。要望書のたまっている数の現状について伺いします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 各自治会からいただいた要望の数は把握しております。しかし、それぞれの要望について各課が対応しているため、要望書の所管課としては全ての進捗状況についてまでは把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。では、絞ってお聞きさせていただきます。

市民の方々のライフラインにもなります、市道に関する要望書の数は把握できておりますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 市道に関する過去三年間の要望件数は、令和三年度が三十三件四十七か所、令和四年度が五十件六十二か所、令和五年度が四十二件七十七か所の道路の修繕等の要望を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。今お聞きしましたが、令和三年度、三十三件四十七か所、令和四年度、五十件六十二か所、令和五年度、四十二件七十七か所の道路の修繕の要望を受けているとのことですが、市道の要望箇所に対して全て対応できておりますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 毎年、多くの要望をいただきますが、全てを解決できているわけではございません。要望箇所につきましては、緊急性、地域性、そして、財政状況を勘案し、順次、修繕対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。ということは、今回の台風がまともに来ていたら、とても危ない道もあったと思います。それも突貫工事にならず順番になつてしまいますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 通常の道路維持修繕におきましては、道路構造令に基づき道路維持修繕を行っています。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、緊急性、財政状況を踏まえて順次、対応しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。それでは、この質問の最後に市長にお伺いさせていただきます。

今回の要望書の件について、五点ほどお伺いさせていただきました。現在、担当課でも目いっぱい頑張っていたとは思いますが、まだまだ要望をさばけていないと思います。危険箇所が多数ある中で本当に早く対応しないといけないと感じております。特に五條

市は災害が多いまちですし、南海トラフもいつ来るか分かりません。その中で突貫工事を増やすなり、どうにか一つでも多く消化できる方法はないのでしょうか。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 今、担当課からも答弁がありましたように、危険性、また財政状況が一番になってこようかなというふうに思っています。私自身も就任してから、危険な箇所であったり、もうすぐになければ、まあ予算がかかるとしても、非常に危険な場所はやっぱりすぐやっていたいかなければならないと思っていますので、私も時間のあるときは全て自分で確認をして担当課にも指示を出しています。そんな中で市民の皆さんがやはり安全に暮らしていくために必要な箇所は順次、進めてまいりたいなと思っています。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

二番、次に、市営住宅の管理について伺います。まず、市営住宅の現状の世帯数についてお答え願います。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 令和六年八月三十一日現在、四百六世帯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。では、現状、市営住宅の全てを把握できておりますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） お住まいの世帯状況は把握しております。ただし、個々の個人の状況は把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。では、亡くなられた方の対応についてお尋ねします。

市営住宅は入居者の方が亡くなられた場合に自動的に退去扱いになりますか、それとも何か手続が要りますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）同居の家族がいらっしゃる場合には所定の条件もごさいますが、入居の承継手続や同居者異動届の手続を行っていただくことで引き続き居住することは可能です。

同居の家族がいらっしゃらない独居の場合には、別居の御家族または親族の方に明渡し届けを提出いただき、住宅の片付けを確認後に退去となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。では、手続の必要性を知らなかった場合はどうなりますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 手続の必要がある事柄は、毎年の家賃決定通知書や収入申告書の御案内時に、入居者、同居者に移動があるときは届出が必要である旨を書面で通知しているところです。死亡届の手続時に住所等で市営住宅に入居されたことが確認できれば、窓口での御案内も可能です。ただし、市営住宅の部屋番号を住民票登録されていない場合には御案内できない場合もございます。このような手続の漏れをなくせるよう、御遺族の方が届出等をしなければならぬ手続をまとめた「お悔やみハンドブック」を五條市では作成し、行政手続上の市民の不安の軽減に努めています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。今、簡潔に部長のほうから答弁いただいたわけですが、なぜ今回、このような質問をさせていただいたかというと、僕のほうに、先日、御相談に来られました。内容はあまり細かく説明すると、個人情報にもなりますので、大まかに話しますと、御本人様が数年前に亡くなられていて、息子さんがいろいろ忙しく片づけに一年ほどかかりました。そして、市役所からは亡くなっても一年たっても連絡、催促状も来ないので、気になって市役所に問い合わせをしたら、市役所のほうで調べて数日後に、何日間、滞納されているので幾ら払ってくださいと言われた。これは僕はおかしいと思います。市役所のほうで催促をされていて、幾ら滞納ですと言うならば分かりますが、入居者のほうから連絡をして、幾ら払ってくださいというのは、入居者側からしたら納得がいかないと思いますので、この対応について、今後、十分に検討を重ねていただき対応していただくことを強く訴えて次の質問に移ります。

次、四番、いきます。

小児の休日夜間診療に係る電話相談について質問させていただきます。

まず、五條市独自で電話相談を設けていますか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 五條市独自での電話相談は設けておりません。奈良県が設置しております相談窓口である、こども救急電話相談＃八〇〇〇や二十四時間対応の奈良県救急安心センター＃七一一九を御利用いただいております。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。電話がつながりにくいなど困っている人が多いと聞きます。現状、小児の対応はどのようにすればよいか、伺いたいします。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 休日、夜間の小児診療については、先ほどお答えしましたとおり、まずは＃八〇〇〇をダイヤルしてください。また、深夜午前零時から午前六時の間については、橿原市休日夜間応急診療所を小児診療の拠点として相互利用できる体制をとっております。

日曜日の日中、午前十時から午後三時までの間については、五條市応急診療所に小児科医を配置していますので、御利用いただけます。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） はい、ありがとうございます。やはり＃八〇〇〇番に電話してくださいということですね。でも、実際、本当に市民の子育て世代からの意見を聞くと、なかなか電話がつかない、つながったと思ったら、受付かアルバイトみたいな人が五つの質問に答えて、その質問の答えで救急か判断されます。さすがに不安で仕方ないですね。自分自身も長女が小児で以前に机の上から落ちた事例があり、実際に＃八〇〇〇番にかけると、なかなか電話に出てくれない、出たら、「五つの質問に答えてください。」と言われ、もうほんまに一緒の内容でした。これ市民の方が言っていたことやと思いがちで、どうしようもできずに子供の様子を確認することしかできませんでした。このようなことが今後、解消されるように担当課でも考えていただければというふうに思います。

また、現状、若者が住みやすいか住みにくいかなければ、僕はなかなか子育て世代には正直、住みにくいと思います。少子高齢化の時代で

すし、高齢者支援も非常に大事ですが、この歴史ある五條市を再び活気づけるには子育て世代を厚く支援しないといけないと自分は考えます。引き続き、子育て政策、若者政策について、これも深く検討を重ね、強く訴えていきたいと思えます。

最後に、三番です。防災拠点について。

昨今、国としても南海トラフに対して注意喚起をしていますが、五條市はどのような対応をとるか。

次にいきます。令和六年八月八日、日向灘でマグニチュード七・一を観測する地震が発生しました。気象庁は南海トラフ地震が発生する可能性があるととして、八月八日から一週間、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意を発表しました。これにより、市では警戒体制を敷き、今後の対応について協議したと聞いております。

南海トラフ地震については、今後三十年以内にマグニチュード八から九クラスの地震が七〇パーセントから八〇パーセント程度と高い確率で発生すると報道発表で予測されており、五條市の防災に関してもこのことは大変重要なことであると考えています。阪合部地区では、前知事が進めていた奈良県有地における大規模広域防災拠点の整備について、防災のためならと地区の約九四パーセントの住民が賛成した事業でもあるので、現在も県に従前のとおり整備することについて強く要望しているところです。

一方、山下知事が推進するメガソーラーの設置に関しては、地区のあちらこちらに、「メガソーラー、元の計画に戻せ」などの看板を設置し、阪合部地区を挙げて反対運動を推進しております。私としても阪合部地区の住民でもありますし、当初、県が進めておりました五條県有地における大規模広域防災拠点の整備は地域経済の活性化にもなり、また、有事の際、応援部隊や支援物資の受入れ、航空搬送拠点としての活用など整備する意義は十分にあり、非常に大切な事業であると思っております。

現在、県では、有識者による災害応急対策防災拠点検討部会が今年の四月から四回、開催され、八月には橿原公苑と五條県有地にそれぞれ中核防災拠点を配置し、お互いに連携、補完し合う案が中間取りまとめ案として報告されたところです。

このような中、今後、五條市として、この大規模広域防災拠点の整備に関してどのような対応をとっていくのか、伺いたいと思います。

答弁、よろしく願います。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 従前から答弁してきたとおり、大規模広域防災拠点の整備については、市としても大変重要な施設であると認識しておりますので、大幅な変更なく、当初の理念に従って実施していただくよう、知事宛には要望書を、県議会議長宛には請願書を令和六年二月十九日に提出いたしました。

また、市は地元と連携しながら、その意見や要望等を県に伝えていかなければならないので、今後もその役割を担ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 一番、仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） はい、ありがとうございます。県有地における整備は県の事業であることは十分に認識をしておりますが、市においては県に対して地元の意見や要望などを伝えていく役割もあると思いますので、今後も地元である阪合部地区を後押ししていただくようよろしくお願いいたします。一番、仲山 嘉の一般質問を終わります。

○議長（福塚 実） 以上で、一番、仲山 嘉議員の質問を終わります。

次に、十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。（「十二番」の声あり） 十二番、大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄） それでは、議長の発言許可をいただきまして、通告をさせていただいております順番に質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、大きな一番、健康保険証存続とマイナ保険証一本化の問題解決を目指して政府へ要望されることについて、（一）健康保険証の停止期限までに発行された各保険証の活用期限についてでございます。

御存じのように、この質問は、こういった業務に専門的に携わっております全国保険医団体連合会の事務局長の御見解を基に質問をいたします。

皆さん御存じのように、マイナンバーカードは、法律では、本人の任意であるとして、取得は任意であるというふうになっております。しかし、そういう法律の下で、政府は健康保険証の新規発行は今年十二月一日までで終わりますと、十二月二日からは停止しますということを発表しました。しかし、それまでに発行された保険証は十二月二日以降も使えます。

具体的に明らかにしますと、中小企業などが入る協会健保の保険、大企業の組合健保の保険、公務員の共済組合などの被用者保険等はおおむね来年十二月一日までお手元の保険証が使えるということであります。

また、市町村の国民健康保険、後期高齢者医療保険は一年か二年ごとに保険証が更新され、現在、八月更新の保険者から新しい保険証が郵送されてきている場合があります。その場合、保険証の有効期間は一年で来年の七月三十一日までということであります。

また、このように活用期限後の各保険の延長期間については、この専門家はこのような述べておられますけれども、五條市の担当課として

は、認識は、今、申し上げたことと一致されますか、それとも食い違いはありますか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 十二番、大谷議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険、後期高齢者保険ともに議員お述べのとおり、現在、交付している保険証は令和七年七月三十一日まで利用できるということです。

以上、答弁いたします。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今、五條市の担当の国民健康保険、後期高齢者医療保険だけの答弁でしたけれども、その前段の各種保険も期限切れ、使えるわけですが、それでも、それが私が明らかにした点と認識は一致していますか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 有効期限のついていない保険証につきましては一年間ということですので、おおむね来年の十二月一日まで使えるということで聞いております。

以上、答弁いたします。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） どうかね、今、私が明らかにしたことは、認識が一致しないと思う点は、関係省庁に聞いて、やっぱり確認して、そして、これ市民の皆さんにお知らせしないとあかんと違いますか。そうじゃないと、今、持っている保険証はこれはもう使われへんか分からんから言うて捨ててしまったら、これまた、発行できるのかどうか分かりませんけれども、発行できるとしたかつて、何日も手続にかかるわけですからね。だから、市民の皆さん方に、五條広報をはじめいろんな方法で、十二月二日以降も使える保険証は、今、私が申し上げました、この内容が皆さんと一致するんですしたら、そのことを全てやっぱり市民の皆さん方に知らせていただくよう強く求めておきたいというふうに思います。

次に、そうしたら、（二）活用期限後の自治体の責任について、その自治体としての責任は今から明らかにさせてもらいます。

マイナンバーカードを取得していない人、マイナンバーカードを取得しても健康保険証の利用登録を行っていない人には、発行済み保険証の有効期間が切れる前に保険証に代わる資格確認書が保険者、自治体から交付しなければならぬ。保険診療を受けるときに要るわけですか。

らね。だから、資格確認書の交付は申請がなくても役所の責任だということですね。当面の間は申請しなくても交付されるということですから、皆さんの責任はあるわけですね。

そして、被用者保険は来年十二月二日以降、有効な資格確認書がその前に交付されると、国民健康保険と後期高齢者医療保険は、例えば、保険証の有効期限が来年七月末の場合、来年八月一日から有効な資格確認書がその前に交付されますと。交付されますということは、皆さんの責任だということですね。保険証の新規発行が停止される十二月二日以降に加入する保険が変わったり、氏名を変更したり、保険証を紛失した場合なども資格確認書が交付されますと、ただ、こういう方にも皆さんが、交付する責任があるということです。したがって、その辺、市役所の責任についてちよつと答弁していただけますか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 国民健康保険、それと後期高齢者保険ともにマイナンバーカードを取得していない人、マイナンバーカードを取得しても健康保険証の利用登録を行っていない人には、交付済みの保険証の有効期限が切れる令和七年七月三十一日までに申請がなくても保険証に代わる資格確認書を交付し、郵送いたします。

以上、答弁いたします。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） だから、皆さん方の責任で、申請がなくても届けてあげてください。

（三）マイナ保険証に一本化するうえでの自治体の混乱、トラブルについて、私が明らかにしたいのは、五條市のことはまだ分かりませんが、全国の中の関係者のアンケート調査等々を基に明らかにしますと、長野県の開業医、お医者さんですわな、お医者さんらでつくる県の保険医協会が七月二十九日、長野県内七十七自治体を対象に実施したアンケート結果が発表されました。その結果、八割を超える自治体で一本化の対応に苦慮しているという実態があります。

もうちよつと詳しく申し上げますと、国民健康保険加入者でマイナ保険の有効期限、期間や電子証明書の失効時期の掌握について、五十四市町村ができていないと答えていますね。そして、十一市町村が分からないと答えています。アンケート調査の七十七自治体のうち、計六十五市町村、約八四パーセントが掌握しきれていないという困難に突き当たっているということですね。そういう全国の状態があるわけですから、五條市の担当課としての混乱は今、発生していませんか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 国からの情報が遅いため、時間的な猶予がなく、今後、短時間で事務対応が必要になるケースが考えられ、職員への負担増や事務が煩雑になることを苦慮しております。

以上、答弁いたします。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今、五條市が困難に突き当たっておらないことを望むわけですが、これから分かりませんわね。そして、そういう中で、一般の国民の皆さん方がどういうその中にトラブルが発生しているのかということを明らかにしておきますと、マイナ保険証は年金や病歴が他人や営利企業に知られて儲けの道具にされてしまうのではないかと一般の人の心配、そして、もう一つは、歯医者さんで読み取り端末にマイナ保険証が反応しない。したがって、従来の健康保険証も当面、持つてくるようにと言われたと、こういうトラブル。

そして、もう一つは、マイナ保険証の利活用に対応しきれない病院、そういう病院の中で、もう病院を辞めるという選択をせざるを得ない病院が一定数あるというふうに、こういうトラブルが全国では起こっているわけですね。その辺、五條市はいかがですか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 窓口におきまして市民から議員お述べのような不安の声は聞いておりません。

以上、答弁いたします。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そういうことでしたらいいわけですが、これからはまだ分かりませんからね。そして、そのときはトラブルが発生したときには、ひとつ市民の皆さんの立場で対応していただきたいというふうに思います。

（四）健康保険証の存続を政府へ要請することについてということですが、この質問は、マイナ保険証をもうやめなさいという前提での質問ではないんですよ。マイナ保険証も進めてもらったらいいけれども、現時点ではマイナ保険証の困難さ、トラブル等々がこんなに発生しているわけですからね。だから、やっぱりマイナ保険証がうまく進められるようにも政府は責任を持ってと政府に要望するとともに、やはり病院の中では、今までの健康保険証を持つてきてくれと、マイナ保険証だけでは進められないという病院もあるわけですからね。だから、マイナ保険証を問題ないように政府の責任でやれということとともに、今までの健康保険証を存続せえというこの要望をやはり担当課としても、五條市としても、奈良県下の皆さんとも意見を交換しながら、一致する自治体でもやっぱり政府に意見を上げるべきだというふうに求めますけれども、いかがですか。

○議長（福塚 実）馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子）国の法律に基づき健康保険証が廃止となりますので、国民健康保険事務及び後期高齢者医療事務においては、法令に基づいた事務を行っていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）厚生労働省は、この八月三十日に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一本化する省令改正案のパブリックコメントですね、意見募集を行った、その結果を発表しています。五月二十四日から六月二十二日に募集していますね。その意見が全国で五万三千二十八件、提出があったと。しかし、そのほとんどは保険証の廃止に反対していると、厚生労働省がやったこのパブリックコメントの中でも五万三千二十八件の中でもほとんどはもう反対しているんです。厚生労働省が発表しているから知っているはずですわ。だから、もう市民の皆様方の立場に立つならば、マイナ保険証を問題のないように使えるようにせよということとともに、現時点ではいろんな問題、トラブルが起きているんやからね、健康保険証の存続をやっぱり行えという要望を強く求められるように求めていると思います。

それでは、次に移ります。

大きな二、本人の承認なしに自衛隊への若者の個人情報の提供を中止し、憲法九条に基づく自衛隊の活動を求める政府への要請についてでございます。

現状どうなっているかということをまず申し上げますと、自衛官募集のために、防衛省は全国の自治体に対し募集対象者情報の提出を求めています。募集対象者の情報とは、十八歳、二十二歳に達する若者の個人情報、氏名、住所、年齢、生年月日、性別ですね、これを紙または文字データの名簿にして自衛隊に提出しなさいと、これを求めているわけですね。これは今まで五條市でも個人情報の保護条例等を根拠にこれはやってなかったんです。そのときは自衛隊の事務所から誰かが来て、住民基本台帳を自分で写して帰ってきたわけですね。このときはそう問題にならなかったんです。しかし、それだけでは自衛隊は十分な体制ということにならなかったんですけどね。

その後、総務省と防衛省は連名で自衛隊法九十七条と同施行令百二十条を根拠に、名簿の提出を再度、全国の自治体に強力に求めてきているわけですね。これにに応じている自治体はかなり多くなっています。しかし、これに対して、奈良県の奈良市に住む十八歳の高校生が、本人の自治体が住民の個人情報管理し、漏れさせないために責任を持たないといかん。自治体が本人の承諾もなしに、承認もなしに、十八歳、二十二歳の対象者の名簿を自治体でつくって、そして、防衛省に提出するということは、これはもう憲法違反、個人情報違反の何物でもない

ということと裁判を起こしたんです。こういう状況になっているわけですね。

したがって、(一)の質問に移りますけれども、あれですね、憲法十三条と個人情報保護法及び住民基本台帳法は個人情報の外部提供を原則、禁止しているということです。憲法十三条、どうなっていますかということでも明らかにしますと、憲法十三条、全ての国民は個人として尊重される。そして、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政のうえで最大の尊重を必要とすると。個人の情報は守るということを国の責任で、これ憲法十三条に明らかになっているわけですね。

五條市にも個人情報保護条例もありますけれども、国の定めた個人情報保護法、住民基本台帳法には、個人情報等を外部に提供を禁止しているわけです。だから、憲法十三条に基づいても、個人情報保護法に基づいても、住民基本台帳法に基づいても、そんな自治体が自分の自治体の中で住んでいる人の情報を本人の承認もなしに出すということは、憲法十三条、個人情報、保護情報、住民基本台帳法にこれは違反するし、本当に正さなければならぬことだと思いますので、その辺はやはり五條市としても、現状、この間、これ本人の承認なしに防衛省は名前を提供していますからね、中止にすべきだというふうに強く求めますけれども、その点、いかがですか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 五條市では、自衛隊奈良地方協力本部長からの依頼に基づき、自衛官等募集に関して必要となる対象者の住民基本台帳の四情報、氏名、生年月日、性別、住所を紙媒体で提供しております。プライバシー権は憲法第十三条において保障されていると解釈しており、個人情報保護法に関する法律第六十九条第一項においても、法令に基づく場合を除き利用目的以外の目的のために保有個人情報等を自ら利用し、または提供してはならないと定められていますが、五條市では、自衛隊法第九十七条と自衛隊法施行令第二百二十条が法令に基づく場合に該当すると判断しております。

以上、答弁いたします。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 自衛隊法第九十七条を読み上げます。

都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと。秘密にせないかんとことを公表してもいいとはなっていないんです。

これ自衛隊法施行令百二十条を読み上げます。

防衛大臣は、自衛官などは、自衛官候補生の募集に関し必要であると認めるときは、都道府県知事または市町村長に必要な報告または資料

の提出を求めることができるということであって、これも憲法十三条や国の個人情報保護条例法等を無視して提出しなさいとなっていないんです。だから、やはり、先ほどの答弁では、自衛隊法九十七条と施行令百二十条を基にやっているという答弁でしたけどね。私の言っていることが信用できないんやったら、もう一遍、憲法専門学者やいろんな法律の学者に一遍聞いてみたらどうですか。そこまでやる責任がありますわ、これ。そのことを求めているというふうに思います。

最後です。これはもう今、(二)に入っていますからね、もうそれを飛ばして、(三) 憲法九条に基づく自衛隊活動の政府への要請、続いていきますけれども、ちよつと議長すみません、私の質問は何分までですか。

○議長(福塚 実) あと三十分あります。

○十二番(大谷龍雄) それでは、現在の日本の憲法九条はどうなっているかといいますと、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、求めるわけですね、国権、国の権限を發動した、国権の發動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使ですね、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄すると、二として、前項の目的を達するために、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めないというふうに、この日本の憲法九条は、国連憲章、国際法に匹敵するぐらいすばらしいものだというふうに、世界の憲法学者、専門家はこれを評価しております。今、あちこちで武力戦争が起こっていますけれども、もう九条には、国際紛争を解決する手段としては、武力による威嚇、武力の行使はやらない、ということとは、話し合いを基本に外交で努力して解決せよということになっているわけです。したがって、やはり今回の名簿提出と深く関係ありますので、今回、一緒に質問をさせてもらったということですけども。日本の憲法はこうなっているにもかかわらず、この間、平成二十七年六月には、日本は攻撃を受けてないのに、アメリカ軍等が戦争を起こしたら自衛隊はアメリカ軍の後方支援に派遣できる安全保障法案を可決していますね。そして、令和四年十二月には敵基地攻撃能力の保有を目指した安保三文書の閣議決定を行っています。

今年の六月四日には、日本の首相とアメリカの大統領と会談して、米軍と自衛隊の指揮系統の枠組みを強化するという共同声明を発表して、アメリカ軍のもとに日本の自衛隊を指揮するということまでもう決められました。しかし、これだけでは、やはり先ほど申し上げました、この日本の憲法九条は大変大きな力を持っていますから、もうここでこれだけ日本が攻撃を受けてないのに、アメリカ軍とともに戦争を起こすといういろんな取組が進められてきましたけれども、しかし、また、この九条を何としても、九条の威力をなくすために、この憲法に九条に自衛隊を書き込むということで、今、いろいろと議論されておりますけれども、やはりこの世界でもすばらしいと言われております、この日本の憲法九条に基づく国際平和、日本の平和を実現するために頑張るべきだということを政府に大きな声で要請すべきだということを強く

求めますけれども、いかがですか。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 議員お述べの憲法第九条については、以前から国会で議論されており、国の専管事項であるため、答弁する立場にはありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） この憲法九条に基づく自衛隊活動の政府の要請については、もう意見を上げること何の規制もありませんからね。憲法にも法律にも政府へ意見を上げたらかんということはありませんからね。それはやっぱり、五條市民のため、日本国民のためにやはり声を上げるように求めておきます。

そして、ちょっと後ろへ戻りますけれども、自衛隊への本人の了承なしの個人情報提供について、これも大変、議論になっております。

この間、国会で、このことについて、我が党の国会議員等が防衛省へ要望しました。そのとき、防衛省の答弁は、地方公共団体が、国の行政機関が行った助言に従わなかったことを理由に不利益な取扱いをしてはならないと、九十七条、百二十条です。これに従わなかったからというて不利益な取扱いをしてはならないというふうに防衛省が答弁していますからね。もうその辺をやはり国会議員が要望したらね、傍証足りずともね、この答弁をしないといけないわけですからね、これ。こういう答弁をしていますから、やっぱりひとつ五條市は九十七条、百二十条に基づく本人承認なしの防衛省への名簿提供はやめるように求めておきたいと思っています。

それでは、最後、大きな三、災害復旧工事における県、国、五條市の責任ある対応について、昨年六月豪雨の復旧工事の問題を繰り返すことのないように、という質問です。

御存じのように、昨年は、六月二日、三日に大変な豪雨がありました。このことによつて、五條市は広範囲にわたって大きな被害が発生しました。各担当課は、危険箇所や通行困難箇所への緊急対応とともに調査を行っていたいて、ともに農地被害の農家の皆さん方にも調査をしています。このとき、農地以外の皆さん方を訪問して調査したときに、皆様方にお示したのは、復旧工事につきましては、現在では、国が約五〇パーセント、地主が約五〇パーセントと説明してくれています。一番最初の説明ですね。ところが、この五〇、五〇の負担割合を説明させてもらったところ、復旧工事をそれでもしてほしいという方が十三件、反対に負担が大きいからもうようせんということで工事は希望されなかった方が十五件もあったわけですね。このことはもう六月十六日に県と国へ報告してくれていますね。

ところが、六月十六日に報告した約二か月後の八月二十五日に、政府は、この災害については、復旧工事については激甚災害指定決定をしますという、この発表をしたわけですね。その発表のときの政府の復旧工事の負担割合は、国が九六パーセント、地主は四パーセント、きつちりではありませんよ、誤差がありますけれども、こういう負担だったわけですね。そうしたら、一番最初、農地被害についてお聞きしたときに、地主が五〇パーセントだったら、とても復旧工事はようせんというふうに断った人に、もう一度訪問して、今、政府は激甚災害指定を決定したと、その内容から言えば、国が九六パーセントを負担しますよと、あとの残りだけですということをもう一度、五〇パーセントで復旧工事をようせんという人には、これ説明して意向を聞かせてもらうというのは、こんな誰が考えても常識だと思いますね。ところが、去年はそれがしてくれないわけですね。だから、去年の激甚災害指定のもとで、国、九六パーセントの補助で行われた工事は、最初、国が五〇パーセント、地主が五〇パーセントでどうですかと聞いて、五〇パーセントでもやってくれという十三件の方はそのまま激甚災害指定の割合で工事ができたわけですけどもね。断った十五件はもう聞き取りに行ってくれていませんからね。これだけ国が九六パーセントも負担してやってもらえる工事ができないままで終わったわけですね。これは、これからまだまだ災害が多く発生すると見ておかないとあきませんけれども、こんな矛盾した、国民、市民をごまかせるような、こんなやり方は解決せないかんということではないですかね。その辺、この一年間、どういう努力をされてきているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備境部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 農地災害復旧事業は、被災者が被災農地を復旧し営農を維持継続するために、その復旧費用を国が補助するものであり、その補助率の度合いにより申請されるものとは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） あれですね、国の災害復旧工事については、責任は被災者だけにあるのと違いますよ。大きな災害の場合は個人の力では復旧できないから、法律では、国、各県、地方自治体とこうなっているわけです。だから、法律で被災者の責任でやるとなっているのに、国が地方自治体も補助をもっと出せと言うのは、現在の法律は、災害復旧工事の復旧については、一番の責任は国、地方自治体、被災者になるわけですね。だから、その辺を、やはりちよつと今の答弁を聞いて、もう一遍、災害に関する法律を、ちよつと私もこれは勉強もしますけれども、皆さんもちよつと勉強してもらわないとあかんのと違いますかというふうに思います。

この点については、五條市だけではありませんでした、全国に共通する問題になっています。だから、ある自治体では、最初の五〇、五〇

の負担の聞き取りのときに、ひよっとしたら激甚災害決定になるかも分かんということをお伝えして、そういう含みを伝えて復旧工事をされるかどうか、そのことを聞き取っているところもあります。だから、みんな苦労しているんです。災害に遭った皆さん方をいかにちよつとでも援助するために苦労しているわけですからね。五條市もその辺はもう少し、今申し上げたことを国がすぐに返事がないんでしたらね、聞き取りのときの聞き取り方も工夫して、やはり被害者の支援に当たっていただきたいということを強く申し上げて私の質問を終わらせていただきます。どうも御苦労さまでございました。

○議長（福塚 実） 以上で、十二番、大谷龍雄議員の質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日十日、午前十時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。

○議長（福塚 実） 本日は、これにて延会いたします。

午後三時四十三分延会

